

〈史料紹介〉

名古屋城天守宝暦大修理関係史料と「仕様之大法」

木村慎平・堀内亮介・武田純子

目次

- 解題1　名古屋城天守の宝暦大修理と「仕様之大法」
解題2　明治以降における名古屋城関係史料の伝来について
〈翻刻〉「御天守御修復取掛り惣出来迄仕様之大法」
堀内亮介　木村慎平

解題1　名古屋城天守の宝暦大修理と「仕様之大法」　堀内　亮介

はじめに

名古屋城天守は、慶長十七年（一六一二）に完成して以降、元文五年（一七四〇）までの間に、計十三度の修復工事が行われた。これらの修復工事は、宝永六年（一七〇九）の修理を除いて、屋根・壁・破風などの細部修理が中心であった。

しかし、寛延三年（一七五〇）になると、尾張藩内で石垣の孕みだしとともになう天守の傾きが問題視されるようになり、天守の部分解体を含む大規模な修復工事が行われることになった。宝暦二年（一七五二）から宝暦五年（一七五五）までの約三年間にわたって実施された宝暦大修理である。この修理における城郭修理の中でも類例のない大規模工事であったことが知られている。

宝暦大修理に関しては、昭和十六年（一九四二）に発表された城戸久氏の論文によつて、概要および具体的な検討成果が初めて示された。² 城戸氏は、尾張藩士・奥村得義³が筆写した史料である「国秘録　御天守御修復中」に収録された宝暦大修理に関する記録と、論文執筆当時に陸軍築城部本部が所持している宝暦大修理の図面史料を照合することにより、天守の修理前の状況と工事経過を検討し、修理の概要を明らかにした。

城戸氏の研究以降、宝暦大修理はほとんど再検討されることなく、おおむね城戸氏の研究成果が受け入れられてきた。しかし城戸論文では、宝暦大修理の基礎的な文献史料といえる「御天守御修復取掛り惣出来迄仕様之大法」（以下、「仕様之大法」）が参照されておらず、その他図面史料の具体的な検討も、長きにわたってされてこなかった。こうした状況の中、平成二十一年（二〇〇九）には、麓和善氏・加藤由香氏によって、「仕様之大法」を含む宝暦大修理関係史料の検討が行われた。⁶

麓氏らの論文では、「仕様之大法」をはじめとする名古屋城総合事務所が所蔵する関係史料のほか、新発見の伊藤次郎左衛門家に伝來した図面史料を検討し、工事内容を詳細に分析している。宝暦大修理関係史料の所蔵者と伝来についての考察をは

じめ、天守を引き上げる際の工程や石垣積み替え工事の手順などを具体的に論じており、宝暦大修理が再び取り上げられることになった。

こうした先学による研究成果により、宝暦大修理関係史料は、江戸時代における城郭の大規模な修復方法を知るうえで、高い価値を持つことが明らかとなつていて。とりわけ「仕様之大法」は、宝暦大修理完了後に、尾張藩の作事奉行と普請奉行が工事の概要をまとめたもので、工事の全体像を具体的に把握できる貴重な史料である。

そこで、今回の紀要で「仕様之大法」の全文翻刻を掲載することにより、この史料を広く一般に紹介し、今後の名古屋城および城郭修理に関する研究の一助としたい。

一 宝暦大修理関係史料の伝来について

まずは、本稿で翻刻を掲載する「仕様之大法」を中心に、宝暦大修理関係史料の概要と伝来について検討したい。

(1) 宝暦大修理関係史料の概要

現在確認できる宝暦大修理関係史料は、①名古屋城総合事務所蔵史料（以下、名古屋城本）、②宮内庁宮内公文書館所蔵史料（以下、宮内公文書館本）、③伊藤次郎左衛門家に伝來した個人所蔵史料（以下、伊藤家本）に大きく分けられる。これらの史料の内訳を比較したものが、表1（六四頁）である。なお、宮内庁図書寮文庫の未整理史料の中にも、「御城御石垣絵図」をはじめとする名古屋城関係史料が確認されており、宝暦大修理関連の史料が存在するとみられる。⁷ 図書寮文庫史料については、現時点で実見していないため、今後の検討課題としたいたい。

ほかに確認できる関係史料としては、伊藤家の写本である④名古屋市鶴舞中央図書館所蔵史料、⑤徳川林政史研究所蔵の「国秘録 御天守御修復 中」がある。

また、近代には所在が確認できていたものの、現在は所在不明となっている史料も存在する。

まず、宮内公文書館本の筆写元であることが判明している、愛知県土木課所蔵史料が挙げられる。さらに、先述した城戸論文⁸には、陸軍築城部本部の所蔵史料として、宝暦大修理関係の図面史料が引用されており、戦前に陸軍築城部本部が関係史料を所持していたことが分かっている。これら二つの史料は、現在では所在が確認できないため、実見することができない。

本稿で翻刻した「仕様之大法」は、現在、名古屋城本と宮内公文書館本にそれぞれ一冊ずつ含まれている。そこでまずは、名古屋城本と宮内公文書館本について概説し、内訳を比較することによって、「仕様之大法」の伝来過程を考察していきたい。

(2) 名古屋城本と宮内公文書館本

まず、名古屋城本は、昭和五年（一九三〇）名古屋離宮⁹の宮内省から名古屋市への移管にあわせて、名古屋城の所蔵となつ

た史料で、黄表紙のⒶ「内匠寮本」と青表紙のⒷ「主殿寮本」の二系統がある。表装・紙質・蔵書印・伝来過程¹⁰から、これら二つの史料は、宮内省が名古屋離宮を管理していた時期に作成された写本であることが明らかである。

内匠寮本と主殿寮本は、現在それぞれ「金城録付録」と「金城温古録付属書類」として管理されており、これらの史料群に宝暦大修理関係史料が含まれている。宝暦大修理関係史料のうち、図面史料は内匠寮本と主殿寮本の両方に存在するが、「仕様之大法」については内匠寮本だけに存在している。

一方、宮内公文書館本は、「名古屋城並付属書類」として管理されており、「金城録」などの名古屋城全般に関する史料の中に「仕様之大法」が含まれている。宮内公文書館本の伝来は他の史料群と比べて明確で、明治二十三年（一八九〇）一月に、宮内省内匠寮の技師であつた木子清敬¹¹が、当時愛知県土木課が所持していた名古屋城関係史料を借り受けて筆写させたものであることが判明している。¹²

なお、木子が愛知県土木課から借り受けた史料については、先述したとおり所在不明であるため、宮内公文書館本「仕様之大法」の筆写元を確認することはできない。

つまり、現在確認できる「仕様之大法」は、すべて近代に宮内省の関係者によって作成されたものであることが判明している。また、二系統の名古屋城本及び宮内公文書館本の史料内訳を比較することによつて、「仕様之大法」を含む史料の転写関係について検討できる。

まず、表1の内匠寮本と主殿寮本を比較すると、主殿寮本に含まれている史料はすべて内匠寮本と重複しているが、内匠寮本には主殿寮本に含まれない史料が存在していることが分かる。さらに、内匠寮本と宮内公文書館本を比較すると、内匠寮本から主殿寮本との重複分を除いた史料は、すべて宮内公文書館本と重複する史料であることが分かる。よつて、内匠寮本は、主殿寮本と宮内公文書館本が合わさった史料群であると推測できる。さらに、内匠寮本の史料にはすべて黄色の表装が施しており、筆致も同一であるため、すべての史料が同時期に筆写されたことがほぼ明らかである。

以上から、内匠寮本は主殿寮本と宮内公文書館本がそれぞれ成立した後で、何らかの必要性から両方を筆写して、同一の史料群としてまとめたものであると考えられる。

これらを踏まえて、「仕様之大法」の伝来過程に着目すると、内匠寮本「仕様之大法」は主殿寮本に由来する図面史料とは異なり、宮内公文書館本に由来する史料であることが分かる。換言すると、明治二十三年に筆写された宮内公文書館本「仕様之大法」をさらに筆写したものが、内匠寮本「仕様之大法」であり、伝来過程を見る限りでは、宮内公文書館本「仕様之大法」がより原本に近い史料であると考えられる。また、宮内公文書館本の筆写元である愛知県土木課所蔵の「仕様之大法」は所在不明であるため、現在確認できる「仕様之大法」の中では、宮内公文書館本がもつとも成立が早いことになる。

一方、主殿寮本は、「金城温古録付属書類」という史料名の

とおり、名古屋城総合事務所所蔵の「金城温古錄」の付録として扱われている。この「金城温古錄」にも青い表装が施されており、「付属書類」と同時期に作成された写本であることが推測される。

主殿寮本については、明治二十六年（一八九三）名古屋城が陸軍省から宮内省に移管された際に受け渡された史料と、およその内訳が重なっているが¹³、主殿寮本には陸軍省の藏書印等が確認できず、主殿寮の藏書印のみが押されている。よつて、名古屋城移管時に陸軍省が所持していた史料を宮内省が筆写したものである可能性が高いとみられる。

また、城戸論文¹⁴に引用された陸軍築城部本部の史料は、論文での引用箇所の記述が主殿寮本と同内容であり、さらに、引用写真には主殿寮本には見られない虫食い跡が確認できる。よつて、主殿寮本の筆写元である可能性が考えられる。

城戸論文では、名古屋城関係の史料が陸軍築城部本部の所蔵になつた経緯は明確にできないとしたうえで、陸軍築城部本部所蔵本が尾張藩から引き継いだ原本であるとの推測がなされている。築城部本部の史料が実見できない現状では、原本かどうかを判断することは難しいが、いずれにせよ、主殿寮本は陸軍省に由来することほぼ明らかである。

（3）伊藤家本

以上、名古屋城本と宮内公文書館本の伝来過程について考察してきたが、これらの史料以外にも、伊藤次郎左衛門家に¹⁵

伝來した個人蔵の宝曆大修理関係史料が存在している。

この伊藤家本は、元々は宝曆大修理で作事奉行を務めた寺町兵左衛門¹⁶の子孫に伝わったものであり、明治期になつて伊藤次郎左衛門¹⁷の手に渡つたことが判明している。伊藤家本は、大正三年（一九一四）頃、伊藤家から宮内省に寄贈されたいたが、名古屋離宮の名古屋市への移管にともない、昭和六年（一九三一）に伊藤家へ返却された。¹⁸

なお、大正期の名古屋市史編纂時に、伊藤家本の写本が作成されている。この写本が、前述の名古屋市鶴舞中央図書館所蔵史料である。²⁰

伊藤家本の史料は、ほとんどが図面史料であり、大部分は主殿寮本の図面史料と同内容である。ただし、伝来および紙質・筆致をみると、近世に成立した史料であるとみられ、宝曆年間に寺町兵左衛門が所持していた原本であると考えられる。ま

た、史料の内訳をみると、主殿寮本には含まれない図面が確認できるほか、一部図面には主殿寮本にはない記述がみられる。

これらの点から推測すると、宝曆大修理関係の図面史料は、本来尾張藩が所持していた原本と、寺町兵左衛門が所持していた原本の二系統が存在していたと考えられる。このうち尾張藩が所持していた原本は、明治初年の段階で愛知県を経て陸軍省に引き渡されたとみられ、名古屋城が陸軍省から宮内省に移管された後に作成された写本が主殿寮本であると考えられる。

一方、寺町兵左衛門が所持していた原本は、先述したとおり、明治期に伊藤家に伝わったと考えられるのである。

二 宝暦大修理関係史料の内容

前項では、史料の伝来過程を中心に検討を加えたが、ここで表1で提示した史料のうち、「仕様之大法」の内容を検討するうえで特に重要なものを紹介する。

(1) 「仕様之大法」

「仕様之大法」は、先述のとおり、近代の写本が二冊確認でき、二冊とも「御天守御修復取掛り惣惣出来迄仕様之大法」という表題が付けられている。

宝暦二年（一七五二）二月から宝暦五年（一七五五）二月に至るまでの宝暦大修理の工事過程がまとめられており、末尾の記述から、修理を担当した作事奉行と普請奉行が、修理完了後の宝暦五年二月にまとめた記録であることが分かる。²¹

名古屋城本は宮内公文書館本を筆写したものであるとみられ、ほぼ同一の内容が記されている。ただし、宮内公文書館本では割注になつてある箇所が、名古屋城本では本文に統いて記されているなどの違いが見受けられる。これは筆写の過程で、誤字や写し間違いが生じたためと考えられる。

「仕様之大法」は、史料の作成意図や時期が明確であり、工事過程が詳細に記されているため、宝暦大修理を知る際の最重要史料であるといえる。天守を引き上げる方法や、石垣の積み替え手順が具体的に示されているため、修理工事の詳細について知ることができる。さらに、宝暦大修理関係の図面史料を解釈するうえでも参考になる。

(2) 「国秘録 御天守御修復 中」・「御天守御修復留」

「仕様之大法」以外の文献史料としては、先述の城戸論文²²に引用されていた徳川林政史研究所所蔵の「国秘録 御天守御修復 中」が挙げられる。

「国秘録」とは、「金城温古錄」の編者である奥村得義が、同書編纂のために収集した史料をまとめたものであり、このうち「御天守御修復 中」に、宝暦大修理関係史料が収録されている。

そのなかに含まれる「御天守御修復之次第并御用懸之輩姓名掛札之留」（以下、「掛札之留」）は、宝暦大修理後天守穴蔵内に掲げられた修理銘板を写したものであり、史料末尾の年記から、銘板は宝暦五年二月に作事奉行と普請奉行の連名で作成されたことが分かる。この銘板は現存しないため、失われた銘板の内容を伝える唯一の史料となっている。

「掛札之留」の記述内容は、「仕様之大法」と比べて情報量が少なく、重複する部分も多いが、天守台石垣の孕みだし部分が西北隅の折れ回しだることや、宝暦大修理開始以前に堀の埋め立ての可否を評議していたことは、「仕様之大法」には記されない貴重な情報である。また、工事の関係者名が列記されており、宝暦大修理の際に尾張藩の諸役人がどのような職人衆を監督していたのかが確認できる。これらの理由から、「掛札之留」は「仕様之大法」の内容を補足する貴重な史料であるといえる。

宝暦大修理関係の文献史料には、先に紹介した二点に加え、

名古屋市蓬左文庫所蔵の「御天守御修復留」という史料がある。

この史料は、作事奉行や普請奉行ら尾張藩の役人が、宝暦大修理の際に諸役人に出した達書を記録したもので、宝暦二年（一七五二）のみ記録が残存している。また、これら三点の文献史料を補完する図面史料も多く存在する。

（3）図面史料

次に、図面史料についてみていく。まず、「御天守御修復仕様平之方ヨリ見渡之図」と「御天守御修復仕様妻之方ヨリ見渡之図」の二種類は、天守および天守台石垣を「平之方（北側）」と「妻之方（西側）」からみた断面図である（この二つを総称して、以下、「見渡之図」とする）。図面には、内堀内に設置された井楼や、天守内に設置された仕掛けが書き加えられている。名古屋城本に収録されているほか、伊藤家本にもほぼ同様の図面が収録されており、記述内容はどれもほぼ同一だが、伊藤家本「妻之方」の一部には、名古屋城本にはない、遣方にに関する記述がある。作成時期や作成意図については、図面中には記されていないため不明だが、「仕様之大法」に記された天守の引き上げ工法を視覚化して表した図面であると考えられる。この図面によつて、天守柱に繩を張り、大型のろくろ状の装置で柱を引き上げた様子が分かる。基本的には天守の引き上げに関する図面だが、石垣解体時の土留方法が描かれているため、天守台石垣の修復実態を検討するうえでも重要である。

ついで、「御天守御石垣取解方起指図」（以下、「起指図」）は、石垣の積み替え手順を立体的に示した起こし図で、積み替え範囲が八段階に分けて図示され、簡単な作業内容が書き加えられている。「見渡之図」と同様に、名古屋城本と伊藤家本に収録されている。作成時期や作成意図についても、同じく不明だが、「仕様之大法」の記述と比較することによって、具体的な積み替え範囲を視覚的に確認できる。

また、「遣方図」は、天守台修復の基準となる石垣の形状を確認するために設置した遣方に関する図面で、全部で四種類ある。まず名古屋城本には、遣方本体の形状を示した図面が一種類と、石垣外面の寸法が記入された図面が二種類ある。また伊藤家本には、名古屋城本とは大きく内容が異なる、石垣外面の寸法が記入された図面が一種類ある。名古屋城本と伊藤家本で現存している図面が異なるため、「遣方図」に示された寸法を検討する際には、史料の伝来過程を考慮する必要がある。

遣方に関する図面としては、これらのほか、名古屋城本の「御天守御堀内遣方井楼之図」がある。この図面は、天守台を真上からみた平面図に、遣方の設置場所が貼紙で示されている。

修復工程以外にも、宝暦大修理の際の仮設番所や倉庫等の位置を示した「御深井丸内諸役人詰所御作事本メ所諸番所取建方指図」と称される図面があり、名古屋城内に設置された仮設の建物が平面図上に表されている。

こうした図面史料については、史料の性質がつかみにくく、

図面単独では理解が難しいが、「仕様之大法」の記述と照らし合わせることで、図面の作成意図が推測できるため、宝暦大修理の具体的な工法を知るうえで役立つものであるといえる。

三 宝暦大修理と名古屋城天守

ここからは、前項で紹介した宝暦大修理関係史料をもとに、宝暦大修理の概要について説明する。

(1) 宝暦大修理以前の名古屋城天守

まずは、慶長年間の名古屋城築城から宝暦大修理に至るまでの概略を述べておきたい。

徳川家康が名古屋城築城を決定したのは慶長十四年（一六〇九）のことであり、慶長十五年には公儀普請に動員された諸大名によつて石垣普請が行われた。天守台石垣については、後世の記録や隅石に刻まれた「加藤肥後守」の刻印から、加藤清正が普請を担当したことが広く知られている。令和元年（二〇一九）には、清正が天守台石垣を築いたことを示す一次史料が、熊本大学附属図書館所蔵の松井家文書から発見されて話題となつた。²³

石垣普請から二年後の慶長十七年には、幕府から命令を受けた大工頭中井正清²⁴の指揮によつて天守の作事が行われ、同年には五層五階の天守が完成した。

その後、慶長二十年の本丸御殿完成にともない、家康の九男義直²⁵が名古屋城に入城し、名古屋城は尾張藩主の居城とし

て管理されることとなつた。

名古屋城では、尾張藩によつて継続的に建物や石垣の修復が行われていたことが知られている。天守の修復については、名古屋城本の「御天守ニ有之候看板之写」や、同内容が記された徳川林政史研究所所蔵の「国秘録 御天守御修復 上」によつて、寛文九年（一六六九）から元文五年（一七四〇）までの計十三度に及ぶ修理内容を知ることができる。²⁶

それによると、宝暦以前の天守修理は、ほとんどが屋根・壁・破風などの細部修理が中心であったことが分かる。ただし、宝永六年（一七〇九）七月に完了した天守修理では、天守初重と二重の壁および柱を、比較的大規模に修理していることが確認できる。特に、西側の総柱の沈下を補正する作業が行われていたことが記されており、天守本体の西方向への傾きを補正したことが推測される。

なお、城戸久氏は、宝永六年の修理について、初重と二重に構造的な狂いが生じていたと考察しており、こうした構造的狂いの原因は、宝永四年十月に発生した宝永地震による被損であるとの見解を示している。²⁷もつとも、城戸氏の考察は、状況的に見た場合、天守傾きの原因是宝永地震である可能性が高いと述べたものであり、史料からは沈下の直接的な原因について確認できない。

しかしながら、宝永六年の段階で、宝暦大修理の際に認識されていたような天守の傾きが既に生じており、傾きを修正するための修理工事が行われたことは注目される。

(2) 宝暦大修理に至るまでの経緯

宝永六年（一七〇九）の修理以降も、断続的に天守の細部修理が行われていたが、宝暦大修理が行われる数年前には、再度天守の傾きが尾張藩役人の間で認識されるようになつた。

天守の傾きが問題視されていたことが分かるのは、修理開始の二年前にあたる寛延三年（一七五〇）二月、八代藩主宗勝²⁸の本丸巡覧が実施されたときである。このときには天守台石垣の西北隅で既に孕みだし²⁹が起きており、宗勝も天守台の北側である御深井丸から孕みだしを視認した。また天守本体も西北方向に傾いており、天守の傾きを直すためには天守台石垣の修復を含む大規模工事が不可避であったとみられる。

宗勝巡覧後、尾張藩では天守を修復するための評議が開かれた。同年五月の段階では、石垣の孕みだし部分まで堀を埋め立て、傾きを抑える応急措置が検討されていたが、築城時の繩張が変更されること、埋め立て用の土の採集場所が遠いこと、一度埋め立てると掘り返すのが難しくなることなどの諸問題が懸念された。³⁰そのため、工事の実質的な監督者であつた作事奉行が再度勘案した結果、同年七月に堀を埋め立てる計画は取り止めとなり、天守の一部を解体して石垣を積み直す計画に決定し、工事の準備が進められた。

天守の修復計画は幕府に上申され、寛延四年（一七五一）三月二十七日には、老中本多伯耆守³²から尾張藩に修復許可の老中奉書が渡された³³。同日には老中奉書を受けて、尾張藩家老から国元に対して天守全体の修復が命じられたとみられる。³⁴

(3) 宝暦大修理の開始

幕府から修復許可を受けた後、実際に修復工事が開始されたのは宝暦二年（一七五二）三月のことである。³⁵工事に先立つ二月十五日には、作事奉行である寺町兵左衛門と日下部兵次郎³⁶、普請奉行である林治右衛門³⁷と山吹儀兵衛³⁸の四名に対しても、家老竹腰山城守³⁹が改めて天守全体修復の命令を出し、さらに作事と普請の職掌を区別することなく協力して修復に臨むこと、費用を減らしつつも手抜かりのないよう作業に当たることを訓示した。命令を受けた作事奉行と普請奉行は、同二十五日には早速、天守修復の足場を組むための木材を城内に運び入れるよう指示を出している。⁴⁰

三月十五日には、天守初重で、修復工事を開始する前の斧始の儀式が執り行われた。重臣である御城代衆・御側同心頭・御国御用人が出席し、作事奉行・普請奉行とその配下衆も入側に整列して儀式に参加した。斧始役は、作事奉行配下の御大工小頭代二名が務めた。

以降、本格的に天守の修復工事が開始された。修復の手順は、まず天守の入側を部分的に解体して巨大なろくろ状の装置を取り付け、天守柱に括り付けた大繩を巻き上げることで天守の傾きを補正する作業が行われた。次に天守を引き上げた状態のまま、石垣や裏土の安定を確認しつつ、石垣を一時的に解体して積み直した。最後に沈下した柱を持ち上げて天守を水平に整え、解体した入側を築き直し、瓦などを交換して修復を完成させるというものであった。

工事を進めるにあたり、まずは天守の東南隅柱を基準として他の柱の沈下状況が計測された。最も差があったのは石垣が孕みだしていた西北隅柱で、一尺二寸三分の沈下があつたとされる⁴¹。この計測結果をもとに、天守を引き上げる度合が見積もられた。

ついで、修復時の足場である井楼と、石垣の高さや勾配を示すための遣方が設置された⁴²。井楼は天守台北側と西側の堀底から組まれ、さらに西北の御深井丸から天守内に入るための大桟橋が設置された。井楼は必要に応じて適宜解体と設置が行われており、木材を流用して無駄な費用を削減していた。また遣形は天守台石垣に沿って配置され、大幅な積み替えを行なう西北隅と西南隅に二つずつ、上部のみ積み替えを行う東北隅に一つ設置された⁴³。遣方には、石垣勾配の基準を示した曲線状の板（反板）が取り付けられており、さらに井楼の端から同様の反板が取り付けられ、天守台石垣付近に五間間隔で設置されていた⁴⁴。これらの反板間に水平に繩を張ることで、石垣を積み替える際の基準にしたのである。

井楼や遣方の設置と並行して、天守の部分的な解体工事も進められ、初重目および二重目の西北入側が解体された。この部分は、天守の四隅にある大柱の外側にあたるため、建物の中心部に影響を与せず、なおかつ解体しなければ石垣積み替えの際に支障をきたすと思われる部分である。さらに三重目以下の瓦、破風、壁土も取り外され、城内各所の所定の位置に保管された。

これらの準備工事が完了した後、「揚方」と呼ばれる天守の引き上げ工事が開始された⁴⁵。揚方は北側と西側の二度に分けて行われ、石垣修復工事を挟んで進められた。工事内容は、まず天守の北側を南方向から引き上げている最中に天守台北面石垣を解体して積み直し、ついで西側で同様の工程を行うというものであつた。

天守が予定通り持ち上がったのち、石垣修復が開始された⁴⁶。最初に天守台北面石垣の解体が行われ、西北隅を中心には、段階的に築石が取り除かれた。築石を取り除いた場所には、残した石垣を維持するための土留用の板（関板）が当てられた⁴⁷。北面石垣の積み替えが完了した後、西側の揚方があり、引き続き西面石垣の解体と積み替えが進められた。西面石垣に関するでは、切抜部分の安定性が考慮され、解体と積み替えが交互に行なわれた。

こうして、宝暦四年（一七五四）三月二十七日には、大方の石垣積み替えが完了した。ただし切抜部分については、桟橋の通り道として利用されていた関係上、傾いた天守を水平に整える「起方」と呼ばれる作業を行つてから積み替えが実施された⁴⁸。起方では、柱の沈下によつて不陸になつていた西側と北側の柱を引き上げており、一日ごとに少しづつ進められた。こうして石垣の積み替えが完了して、天守の傾きも補正されたのである。

以降は天守内外の作事が進められたとみられる。天守四重目以下の屋根は銅瓦に葺き替えられ、工事のために解体した

入側部分も新たに建て直された。

おわりに

以上、宝暦大修理関係史料の伝来過程および内容について紹介してきた。あらためて史料の性格について触れると、宝暦大修理関係史料は図面史料が大半であり、工事の状況を視覚的に表したものが多く残されている。一方、こうした図面史料は、どのような目的で作成された史料であるのか情報がほとんどないため、図面史料単独の検討では理解が及ばないことも多い。

こうした図面史料と比較したとき、「仕様之大法」は、大修理完了後、工事を担当した作事奉行と普請奉行によって作成された記録であることが末尾の記述から明らかで、着工から竣工までの修復過程が文章化されていることが特筆される。そのため「仕様之大法」に記された修復過程をもとに、図面史料で視覚化された工事の該当部分を推測することで、図面に記された意味を理解することが可能となる。

たとえば「起指図」によつて視覚化された石垣修復過程は、「仕様之大法」で詳細に文章化されている。この記述により、西北隅石垣を解体する際に裏土の状態を確認したために、解体手順が二段階に分けられたことが判明するのである。

また「見渡之図」には、天守内に種々の装置や繩を巡らせ天守を引き上げた様子が描かれているが、図面に記された注記には、仕掛けの意味が部分的に示されているだけで、引き上げ工事の工程が不分明である。この点でも「仕様之大法」

(4) 工事完了とその後

以上の工事を終えて宝暦大修理が完了したのは、宝暦五年（一七五五）二月のことである。完了後、後世の参考となるよう、工事記録がまとめられ（「仕様之大法」）、また天守地階には宝暦修理関係者を列記した銘板が掲げられた（「掛札之留」）。銘板によると、工事関係者は、記載されているだけで二七四名に及んでおり、尾張藩の役人のほか、配下として活動していた手代や職人の名前もみえる。特に、作事奉行の配下には大工頭、左官頭、葺師頭、石屋頭、御瓦師といった職人衆の棟梁が挙げられている。

同年五月十九日には、大修理完了後の天守を藩主宗勝が巡覧し、天守内で工事完成の祝儀を催している。⁴⁹ 同二十三日に宗勝から功労者に対しても褒賞が与えられており、特に工事の責任者とみられる御側同心頭と御国御用人、実質的な工事を取り仕切った作事奉行と普請奉行には、大判を含む多くの褒美が下賜された。⁵⁰

には、具体的な引き上げ工事の過程が文章化されているため、どのような工程であつたか知ることができます。

これらの例から分かるように「仕様之大法」は、図面史料に表された内容を知る上でも貴重な史料であるといえる。よつて、宝暦大修理関係の図面史料を検討する際には「仕様之大法」を確認することが不可欠である。こうした意味でも、今回の翻刻は、宝暦大修理および城郭修理に関する研究に寄与するものだと思われる。

註

¹ 「御天守ニ有之候看板之写」（名古屋城総合事務所蔵）。「国秘録 御天守御修復 上」（徳川林政史研究所蔵）。表2も参照のこと。

² 城戸久「名古屋城大天守宝暦大修理考」（『建築学会論文集』第二二二号、一九四一年）

³ 一七九三～一八六二。名古屋城に関する記録や古事をまとめた書物である「金城温古錄」の編者。

⁴ 德川林政史研究所蔵。

⁵ 陸軍省管轄下の要塞内建築を担当していた組織。明治三十年（一八九七）の築城部条例によつて設置され、本部は東京に置かれた。

⁶ 麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理計画について」（『日本建築学会会計画系論文集』第七四卷・第六三八号、二〇〇九年）、加藤由香・麓和善「名古屋城大天守宝暦大修理における仮設工事について」（『日本建築学会会計画系論文集』第七四卷・第六四四号、二〇〇九年）、麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理における石垣工事について」（『日本建築学会会計画系論文集』第七四卷・第六四五号、二〇〇九年）、同「名古屋城大天守宝暦大修理における本体上げ起し

修理について」（『日本建築学会会計画系論文集』第七五卷・第六五一号、二〇一〇年）同「名古屋城大天守宝暦大修理における各部修理について」（『日本建築学会会計画系論文集』第七五卷・第六五三号、二〇一〇年）⁷ 内藤昌編『日本名城集成 名古屋城』（小学館、一九八一年）四〇頁によると、宮内庁書陵部所蔵の名古屋城関係史料は十六点ある。その後、平成二十二年（二〇一〇）宮内庁書陵部の改組にともない、「仕様之大法」を含む五点は、宮内公文書館の所蔵となつた。「御城御石垣絵図」や宝暦大修理関係の図面史料を含む十一点は、図書寮文庫の未整理史料の中に存在するとみられる。

⁸ 前掲注2。

⁹ 明治二十六年（一八九三）、名古屋城の本丸周辺は陸軍省から宮内省に移管され、昭和五年（一九三〇）まで名古屋離宮が置かれた。

¹⁰ 伝来過程については、解題2も参照のこと。

¹¹ 一八四五～一九〇〇。代々禁裏の大工を勤めた木子家に生まれ、明治六年（一八七三）宮内省内匠寮に技師として出仕、明治宮殿等の建築を手がけた。名古屋城の宮内省移管時には、城内の視察および史料収集を行つたほか、明治二十四年（一八九一）に発生した濃尾地震による名古屋離宮の被災状況を調査している。

¹² 「金城錄並付属書類」（宮内庁宮内公文書館蔵）の秩にある貼紙によると、明治二十三年一月に木子清敬が名古屋城の見分を命じられた際、愛知県土木課から借り受けて謄写させた史料であると記されている。このことは「名古屋城（名古屋離宮）加藤忠恕宛木子清敬名古屋城（名古屋離宮）関係史料借用書」（東京都立中央図書館木子文庫蔵）および「名古屋城（名古屋離宮）建築関係図面・文書目録（明治二十三年一月十七日調）」（同館蔵）の記述からも裏付けられる。

¹³ 解題2を参照のこと。

¹⁴ 前掲注2。

¹⁵ 江戸時代以来の名古屋の有力商家で、代々次郎左衛門を名乗つた。松坂屋百貨店の創業者一族。

¹⁶ 寺町忠利（？～一七八一）。宝暦大修理時に、作事奉行と木曾材木奉行を兼任。高三百石。これ以前に白鳥材木奉行、勘定奉行を歴任。

17 伊藤次郎左衛門祐昌（一八四八～一九三〇）。十四代当主。

18 伊藤家本には宮内省の蔵書印が確認でき、蔵書印の上から昭和六年

（一九三一）七月付の消印が押されている。

19 名古屋市役所編『名古屋市史』。全七編十冊。大正四年（一九一五）か

ら昭和九年（一九三四）にかけて刊行された。

20 「原岡ハモト寺町兵左衛門所藏ニシテ現今ハ市内西区茶屋町伊藤次郎左

衛門氏所藏タリ 大正三年十一月」との朱書がある。

21 翻刻九〇頁を参照のこと。

22 前掲注2。

23 「名古屋御城御普請衆御役高覺」（熊本大学附属図書館所蔵松井家文

書）。慶長十五年（一六一〇）四月十八日付の文書で、名古屋城普請に動員された諸大名の役高が記された一次史料。加藤清正が天守台の普請役を担つたことが確認できる。

24 一五六五～一六一九。大和守。江戸幕府の初代京都大工頭。畿内の大工衆を統率する立場にあり、名古屋城天守および本丸御殿の作事にも携わった。

25 德川義直（一六〇〇～一六五一）。初代尾張藩主。はじめ義知を名乗り、義利、義直と改名。

26 前掲注1。

27 城戸久「名古屋城天守既往の修理に就て」（『名古屋高等工業学校学術報告』第八号、一九四二年）

28 德川宗勝（一七〇五～一七六一）。八代尾張藩主。尾張徳川家の分家である川田久保松平家の出身で、二代藩主光友の孫にあたる。はじめ高須藩を継ぎ、元文四年（一七三九）に尾張藩を継いだ。

29 「国秘録 御巡覽留続編 二」（徳川林政史研究所蔵）。尾張藩主の本丸巡覽に関する記録がまとめられた史料。寛延三年（一七五〇）二月二十四日の宗勝巡覽では、「御深井丸江被為成、御天守台御石垣はらみ候所御覽」と記述があり、天守台の孕みだしが問題視されていたことが分かる。

30 「国秘録 御天守御修復 中」（寛延三年五月「御天守御堀御普請之儀ニ付重而申達之書付」）。

31 「国秘録 御天守御修復 中」（寛延三年七月「御天守御修造之儀ニ付達書等之留」）。

32 本多正珍（一七一〇～一七八六）。駿河田中藩主。延享三年（一七四六）から宝暦八年（一七五八）まで老中を務めた。

33 「（公辺）御記録」（徳川林政史研究所蔵）寛延四年三月二十七日条。「御記録」は、尾張藩の御記録所で編纂された藩政記録で、寛政期から享和期（一七八九～一八〇四）にまとめられた。幕府関係記事をまとめた「（公辺）御記録」と、尾張藩内の出来事をまとめた「（御家）御記録」の二つ

がある。

34 「（御家）御記録」寛延四年三月二十七日条。

35 翻刻七九頁を参照のこと。

36 日下部方信（？～一七九六）。作事奉行、高二百五十石。これ以前に勘定奉行を勤め、宝暦五年（一七五五）七月からは木曽材木奉行を兼任。

37 林充綱（？～一七七七）。普請奉行。これ以前に勘定奉行、作事奉行、木曽材木奉行を歴任。

38 山吹雅正（生没年不詳）。普請奉行、高四百石。

39 竹腰正武（一六八五～一七五九）。附家老（両家年寄）、高三万石。実父は石河章長。竹腰正辰の養子に入り、宝永六年（一七〇九）に家督を相続。同七年、従五位下山城守に叙任。

40 「御天守御修復留」（名古屋市蓬左文庫蔵）宝暦二年二月二十五日付の覚による。「御天守御用井樓木大小角壹万本、追々ニ御深丸透御門内へ入置申候、右御断」との許可願が、御普請奉行と御作事奉行の連名で出されたことが分かる。

41 翻刻八〇頁を参照のこと。口絵2「水積墨引」は、天守柱の沈下具合を計測し、引き上げる寸法を表した図面である。

42 遣方については、口絵3・4・5も参照のこと。

43 翻刻八三頁のほか、「御天守御堀内遣方井樓之図」（名古屋城総合事務所蔵）に遣方の位置が示されている。

44 「御天守御修復仕様津満の方ヨリ見渡之図」（個人蔵）には、井樓の端から取り付けられた反板に関する記述として、「同く十間やり形反形、戌亥隅反形同断ニ繼立拵、間五間まニ御石垣外面より五寸宛除取付ケ」と

ある。文意としては、「遣方に取り付けた反形を、西北隅の反形と同様に
継ぎ合わせて拵え、五間間隔で石垣外面より五寸ずつ離して取り付けた」と解釈できる。この記述は、名古屋城総合事務所蔵の同名史料（口絵6
—1）には確認できない。

45 翻刻八二頁を参照のこと。

46 翻刻八三頁を参照のこと。

47 関板は「見渡之図」の石垣解体部分にも描かれている。

48 翻刻八五頁を参照のこと。
49 「国秘録 御巡覧留続編 二」（徳川林政史研究所蔵）。宝暦五年五月
十九日の宗勝巡覧では、修理完了後の天守に登っている。

50 「御家」御記録（徳川林政史研究所蔵）宝暦五年五月二十三日条。

51 「水いはひ」（名古屋市鶴舞中央図書館蔵）。十九世紀中頃に記されたと
みられる著者不明の隨筆。宝暦大修理関係の記事の中に「御城御天守の
少し傾きしを日下部兵次郎工夫にて修理ありしは百有餘年むかしの事也」
との記述がある。

表1 名古屋城関係史料群の比較

① 名古屋城総合事務所 ⑧内匠寮本 (『金城録及び付図』)	② 名古屋城総合事務所 ⑤主殿寮本 (『金城温古録付図』)	③ 宮内庁宮内公文書館 (『金城録並付属書類』)
1 金城錄		1 金城録
2 町場受取絵図		2 町場請取絵図
3 名古屋御城石垣絵図		3 名古屋御城石垣絵図
4 文政十年丁亥閏六月御天守鱗木地仕口寸尺之図		4 御天守鱗木地仕口寸尺図面
5 御殿向引渡請取図		5 御殿向引渡二付請取絵図
6 最初改御天守初重木側御柱水積指図		6 御天守初重木側御柱水積指図 最初段
7 中途改御天守初重物柱水積指図		7 御天守初重物御柱水積指図
8 御天守起方墨引		8 御天守起方墨引
9 御天守水積墨引 有来袋		9 水積墨引 一
10 御天守水積墨引 概水		10 水積墨引 二
11 御天守水積墨引 出来方		11 水積墨引 三
12 御天守五重目御見通方角板指図之写		12 天守五重目御見通方角板指図之写
13 御天守御修復平之方より見渡之図		13 御天守御修復之仕様 平之方ヨリ見渡之図
14 御天守御修復妻之方より見渡之図		14 御天守御修復之仕様 妻之方ヨリ見渡之図
15 御天守石垣取解方築方起指図		15 御天守御石垣取解方起指図
16 御深井丸内諸役人詰所 作事元締處諸番所取建方指図		16 御深井丸内諸御役人詰所 作事本ノ所諸番所取建方指図
17 御天守御堀内遣形井櫓之図		17 御天守御堀内遣形井櫓之図
18 遣方図 北方		18 遣形 西方
19 遣方図 西方		19 遣形 北方
20 遣方勾配寸尺之図		20 遣形勾配寸尺之図
21 御天守銅葺野地之図		21 銅葺野地之図
22 御天守ニ有之候看板之写		22 御天守ニ有之看板之写
23 御天守御修復取掛りより惣出来迄仕様之大法		23 御天守御修復取掛りより惣出来迄仕様之大法
24 御本丸御殿中御絵		24 名古屋御本丸御殿中御絵
25 名古屋御本丸御殿中御絵		25 御本丸御殿中御絵
26 名護屋御城御普請 町場請取絵図附録		26 名古屋御城御普請 町場請取絵図附録
27 名古屋御城御普請 町場請取絵図附録		26 名古屋御城御普請
28 名古屋御天守御脇員數図		28 名古屋御天守御脇員數図
29 文化七年庚午十一月御天守御脇員數図		29 御天守御脇員數図

・史料名は、各所蔵機関での管理上の名称とした。
 ・8は、内匠寮本では「遣方図 北方」、主殿寮本では「遣方 西方」となっているが、両方とも「北ヶ輪屋り方西面」の遣方図である。

・9は、内匠寮本では「遣方図 西方」、主殿寮本では「遣方 北方」となっているが、両方とも「西ヶ輪屋の形北面」の遣方図である。

④伊藤次郎左衛門家所蔵本		【参考】①名古屋城本 ②内匠寮本（『金城録及び付図』）
名古屋城本と重複する史料		伊藤家本と重複する史料
A	御天守五重目御見通地名方角墨引	12 御天守五重目御見通方板指図之写
B	御天守御修復 平之方ヨリ見渡之図	13 御天守御修復平之方より見渡之図
C	御天守御修復 津満の方ヨリ見渡之図	14 御天守御修復妻之方より見渡之図
D	御天守御石垣取解方築形起指図	15 御天守石垣取解方築形起指図
E	御深井丸内諸御役人詰所御作事本ノ所諸番所取建方指図	16 御深井丸内諸御役人詰所 作事元緒(諸番所取建図)
伊藤家本だけにある史料		伊藤家本では確認できない史料
F	御石垣屋り形図	6 最初改御天守初重本側御柱水積指図
G	御天守地割図	7 中途改御天守初重惣柱水積指図
H	御天守地割 御天守平地割	8 御天守起方墨引
I	御天守地割 御天守妻地割	9 御天守水積墨引 有来姿
J	御天守上見通絵図	10 御天守水積墨引 概水
K	御天守五重目御見通地名方角	11 御天守水積墨引 出来方
L	御天守五重目御見通地名方角付録	17 御天守御堀内造形井楼之図
		18 造方図 北方
		19 造方図 西方
		20 造方勾配寸尺之図
		21 御天守銅葺野垣之図
		22 御天守ニ有之候看板之図
		23 御天守御修復取掛りより惣出来迄仕様之大法

・[参考]の名古屋城本は、宝曆大修理関係史料だけを抽出した。

表2 「御天守御有之候看板之写」にみえる名古屋城大天守の修理履歴

年号	西暦	内 容
1 寛文九年	1669年	・初重～五重の壁・屋根修理 ・二重・三重・四重の階段に明かり取り窓を設置
2 貞享二年	1685年	・初重～五重の屋根・破風修理
3 宝永六年	1709年	・初重・二重の壁・屋根・破風修理 ・西側惣柱の起こし上げ
4 享保五年	1720年	・三重・四重の屋根・破風修理
5 享保十年	1725年	・二重～四重の屋根・破風修理 ・五重の壁・窓戸修理
6 享保十一年	1726年	・二重～四重の屋根・破風・梁・柱修理 ・五重の屋根・破風・壁・金鰐修理 ・初重の階段に明かり取り窓を設置
7 享保十三年	1728年	・初重～五重の漆喰壁・窓戸・敷居・水抜の全面修理
8 享保十五年	1730年	・三重～五重の屋根・破風・壁修理 ・金鰐の修理、改鋲、鳥除け設置
9 享保十七年	1732年	・二重～四重の屋根・破風・壁修理
10 享保十九年	1734年	・初重～五重の壁・窓戸の漆喰を塗り直し ・五重の屋根修理、金鰐に鳥除け設置
11 享保二十年	1735年	・三重の梁・柱などの修理
12 元文四年	1739年	・初重～五重の壁・窓戸・屋根の全面修理 ・二重～四重の破風修理
13 元文五年	1740年	・初重～五重の壁・屋根・破風・窓戸の全面修理

解題2 明治以降における名古屋城関係史料の伝来について

木村 慎平

はじめに

解題1でみたように、現在名古屋城天守の宝暦大修理に関する主要な史料群として名古屋城総合事務所本（このなかに「主殿寮本」と「内匠寮本」の二種を含む）、宮内庁宮内公文書館本（以下、「宮内公文書館本」）、宮内庁書陵部図書寮文庫本（以下、「図書寮文庫本」）、伊藤次郎左衛門家に伝來した個人所蔵史料（以下、「伊藤家本」）、名古屋市鶴舞中央図書館本（以下、「鶴舞図書館本」）が存在している。このうち伊藤家本は、宝暦当時に作事奉行を勤めた寺町兵左衛門の家に伝來した史料を、明治期に伊藤家が譲り受けたものであり、鶴舞図書館本はその写しである（解題1参照）。

一方、名古屋城と宮内庁が所蔵する史料群は、いずれも戦前の宮内省を経て伝わった史料群である。本稿では主に両機関が所蔵する史料群の、明治以降における伝来について検討したい。

その際、注意を要するのは、両機関には「名古屋御城石垣絵図」や『金城温古録』など、宝暦大修理と直接関係のない史料も、一体となつて伝わっていることである。これらは当然、宝暦大修理に際して作成された史料とは成立事情を異にするが、史料の伝来過程を検討するには、一体として伝來してきた史料群全体に目を向ける必要がある。よって本稿では『金城温古録』等を含む史料

群全体を視野に入れて、その伝来過程を検討したい。

明治以降における名古屋城の変遷については、石川寛や朝日美砂子の研究が存在する。¹また『金城温古録』の写本系統については桐原千文の研究があり²、「名古屋御城石垣絵図」については、靖國神社遊就館所蔵の絵図を中心に検討した及川亘の研究³が存在するが、いずれも宝暦大修理関係の史料を含めた史料群全体の伝來を検討したものではない。一方、一連の宝暦大修理関係史料を用いて工事過程を分析した麓和善・加藤由香の研究は、史料群の伝來・転写関係にも言及しており、本稿の前提となる成果である⁴。本稿ではこれらの研究を踏まえつつ、陸軍の公文書や尾張徳川家の記録を用いることで、各史料群の伝来過程や転写された意図を明確にしていきたい。

一 愛知県による旧藩文書廃棄と尾張徳川家への『金城温古録』返却

まず、明治四年（一八七一）の廢藩置県後、旧名古屋藩が所持していた文書類がどのような状態にあつたのかを確認しておきた。太田尚宏によれば、旧藩が所持していた文書を含む諸物品は、廃藩後まもなく、尾張徳川家が引き取る私物と名古屋県（のち愛知県）が引き継ぐ官有物に分けられた⁵。その基準は、おおよそ尾張徳川家の奥向きに関する物品等が私物とされ、諸役所など表向きの物品等は官有物になつたとされる。もつとも、廢藩後の混乱した状況のなかで仕分けが進められたこともあり、その基準は必

ずしも明確ではない。

以上のような状況であつたため、名古屋城に関する史料についても、この時期の状態についてわからることは乏しいが、『金城温古録』については尾張徳川家側の史料からおおよその経緯がうかがえる。桐原千文によれば、明治六年、先のような状況のなかで尾張徳川家は県から一部の文書の返却を受けた。そのなかに「金城温古録 壱部 内九ヨリ拾三迄欠本」が含まれていた。⁶ ここから明らかのように、『金城温古録』は廃藩後、いつたん県の所有となつたのち、明治六年に尾張徳川家へ返却されたが、県のもとにあるあいだに九から十三までの五冊が失われてしまつたのである。

この欠本を補うため、尾張徳川家は明治十一年五月九日、『金城温古録』編者である奥村得義の養子・定が所蔵する本を借り受け、謄写本の作成をおこなつた。謄写作業は同年七月三十一日に完了し、尾張徳川家の所蔵する『金城温古録』は、この時点で編纂が完了していた前編三十一冊がそろうこととなつた。⁷ 後述するよう、この補写作業とほぼ同時期、尾張徳川家は名古屋鎮台からの依頼を受けて『金城温古録』を鎮台に貸し出し、鎮台がさらには贈写本を作成することになる。続いて陸軍側の史料から、この時期の名古屋鎮台における名古屋城関係史料収集の動向をみていく。

二 陸軍の「天守閣雛形及城中附属之図書」修復と『金城温古録』謄写
陸軍の文書で名古屋城関係史料に関する言及がみられる最初の史料は、明治十一年（一八七八）五月十三日付の名古屋鎮台司令長官四条隆謙から陸軍卿への伺である。⁸ このとき四条は「天守閣雛形及城中附属之図書」の破損が著しいので、修復費を支出してほしいと願い出て、伺のとおり認められた。

『金城温古録』によれば、江戸時代には城内の西之丸古木多門と未申隅櫓に天守雛形が存在したという。このうち古木多門の雛形は「大雛形」で、未申隅櫓の雛形はより小ぶりであつたという。⁹ 鎮台が所持していた雛形はこのどちらかであると推測される。一方、この文書でいう「城中附属之図書」の内容は、この文書だけでは不明であるが、この時点で鎮台が天守雛形をはじめ名古屋城に關係する史料を一部所持していたことは明らかである。

さらに四条は翌十二年一月十七日、新たに『金城温古録』を見出して謄写させたので、謄写本の買上代の支出を許可してほしいと陸軍卿に願い出て認められた。四条は『金城温古録』の価値を「旧名古屋藩主徳川慶勝重代之秘藏ニシテ、築城之方法、及其當時ヨリ近來ニ至ル迄之事跡并附近之地理等詳細記シテ残ス所ナシ」と高く評価している。では、底本はどこから借りたのだろうか。

この時点では『金城温古録』を所蔵していたのは尾張徳川家と奥村家だけである。そこで尾張徳川家の「家扶日記」をみると、明治十一年に名古屋鎮台からの依頼を受けて『金城温古録』を貸し出したことが記録されており、鎮台が謄写した『金城温古録』の

底本は尾張徳川家本であつたことがわかる。¹⁰前述のように、この年、尾張徳川家では『金城温古錄』の補写を行つており、補写の完了した九から十三も、ただちに鎮台へ貸し出していた。

さらに同家の史料には、鎮台が「御駐輦（天皇の訪問）ニ付諸事精密取調」のため『金城温古錄』を求めたことが記されている。¹¹石川寛によれば、明治十一年十月二十七日、明治天皇は北陸・東海道巡幸の途次で名古屋城に立ち寄り、天守に登つた。このとき四条司令長官が天皇に意見を述べ、作業中の櫓・多門の解体が一時見合せになつたという。¹²以上の経緯から、鎮台が予算措置を待たずに『金城温古錄』を謄写したのは、天皇の行幸に備えるためであつたと考えられる。

話を謄写本作成に戻すと、鎮台の伺を受けて参謀本部は二つの意見を示した。一つは、『金城温古錄』は参謀本部でも必要な書物なので、もう一組謄写したいということである。もう一つは、「陸軍文庫図書出納規則」に従つて、『金城温古錄』は一度参謀本部が管轄する陸軍文庫に収めたうえで、改めて鎮台に貸し渡す手続きをとる必要があるということであつた。

明治九年二月に制定された「陸軍文庫図書出納規則」では、「陸軍部内必用ノ書籍図書」は、各鎮台等では「貯蔵」できない定めになつており、鎮台等が陸軍文庫の図書を利用するには、同規則第三章「東京外諸官廬貸渡手続」の定めに従つて図書を借用する必要があつた。そして参謀本部は、この点は「名古屋城郭ニ附屬之古図書類」にも当てはまると指摘した。これは前年に鎮台が修復した「城中附属之図書」のことを指していると思われる。

参謀本部の意見を受けて、名古屋鎮台は同年二月、「城郭附属古書類」を『金城温古錄』と同便で陸軍文庫に送つたので、「印章御貼附」（陸軍文庫の蔵書印・蔵書票か）のうえで貸し渡してほしいと申し出た。¹⁴この文書には「城郭附属古書類」の一覧が記されており、それを整理したのが表1のうち(1)「明治12年陸軍文庫移管時」の欄である。これをみると、名称に若干の異同はあるものの、現在名古屋城が所蔵する主殿寮本とほぼ一致していることがわかる。こののち、同年五月五日には『金城温古錄』の謄写料が支出された。さらに同十七日には「名古屋城郭付属之古図書類」の謄写料も支出された。

この時点では、鎮台が謄写した『金城温古錄』と、それを底本に陸軍文庫が謄写した『金城温古錄』の二部が陸軍内に存在し、「城郭附属古書類」は鎮台のもとにあつた原本と、陸軍文庫が謄写した謄写本の二種が存在したことになる。こののち、陸軍文庫から鎮台に『金城温古錄』と「附属古図書類」が貸し渡されたはずであるが、その際の記録は存在しない。しかしながら、以下に見るよう、以後も鎮台に関係史料が所在していたことは明らかであるため、史料が貸与されたことは間違いない。

三 天守閣雛形等の靖國神社遊就館への移管

以上のような鎮台・参謀本部の動きとは別に、明治中期には靖國神社遊就館も名古屋城関係史料の収集に乗り出した。明治二十一年（一八八七）八月二十四日、名古屋鎮台参謀長阪元純熙は、城内に管理している名古屋城関係史料のうち、「天守閣雛形并二

「城廓原図金城温古錄等」について、靖國神社遊就館から出品の相談があつたため、運搬費等の見積もりを添付して陸軍省総務局（以下、総務局）に伺いを立てた。これによれば、阪元は同年春に上京した際、この件について遊就館から相談を受けたという。靖國神社遊就館は明治十五年二月に開館し、同二十年四月には大砲陳列場の増築工事が竣工しており¹⁷、阪元が出品の相談を受けたのは遊就館の展示場拡大と関連していた可能性がある。また、添付された見積書には運送費のほかに『金城温古錄』の贋写料が含まれており、同書については贋写本を作成して譲渡する方針であつたことがわかる。

この伺いを受けて、総務局は九月十三日付で「右運搬方並費用概算書相添、過日沖原中佐宛縷々御照会之趣了承、然ルニ去ル十六季中御台參謀部右費用概算書御差越、則別紙写之通ニ有之候処、今般之分ハ少々金高相上り候様ニ被存候」と鎮台に照会した。名古屋鎮台參謀部は既に明治十六年、同様の「費用概算書」を総務局に送つており、それに比べて今回の見積額が高額になつていたため、総務局はその理由を質したのである。ここから、遊就館は開館直後から名古屋城関係史料の収集に乗り出していくことがわかる。

この照会に対し、鎮台は九月二十四日付で、見積額の高騰は賃金高騰や『金城温古錄』贋写料が加わった結果であり、やむを得ないものだと回答した。¹⁹ 総務局も鎮台の回答を受け入れ、当初の見積額で輸送が進められることとなり、十二月には天守籬形が東京に到着した。²⁰

表1 陸軍所蔵の名古屋城関係史料

(1) 明治12年陸軍文庫移管時

(2) 明治26年宮内省移管時

(3) 昭和16年陸軍築城部本部所蔵図

金城温古錄	31冊		
名古屋御城石垣絵図	1		
名古屋御城御普請 町場請取絵図附録	1	名古屋御城御普請 町場請取絵図附録	壱冊
		附箱入町場請取絵図	
御本丸御殿中御絵	1	名古屋御本丸御殿中御絵	壱冊
御天守御脛員數図	1	名古屋御天守御脛員數図	壱冊
最初改 御天守初重本側御柱水積指図	1	御天守御柱水積指図同水積墨引等	壱帙
同 起方墨引			
有来姿			
中途改 御天守初重總御柱水積指図			
同 水積墨引			
概水			
御天守五重目 御見通方角板指図之写八枚	1	御天守五重目 御見通方角板指図之写八枚	壱帙
御天守御修覆ノ仕様 平ノ方見渡ノ図	大小9枚	御天守御修覆之仕様 其他数種	壱帙 ①御天守御修覆仕様平の方より見渡之図 ②御天守御修覆仕様妻の方より見渡之図 ③御天守御石垣取解築方起指図 ⑤御天守御堀内造方井櫻図
同 妻の方見渡ノ図			⑥造方勾配寸借之図、⑦造方北方、⑧造方西方 ⑨銅葺野地之図
御天守御石垣取解築方起指図			④御深井丸内諸御用人物所御作事本締所諸番所取建方指図
同 御堀内造方井櫻之図			
同 造方図			
同 銅葺野地之図			
御深井丸内諸御役人詰所御作事元締所諸番所取建方指図		(外二) 御見通方角板指図	壱箱

※下記の文献をもとに作成した。

(1) 「2_17名古屋城郭附属の古図書類陸軍卿へ上申」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C0708004700、参謀本部 大日記-M12-61-117(防衛省防衛研究所)

(2) 「旧名古屋城に属する図書引継の件」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C03030799500、陸軍省 壹大日記-M26-8-10(防衛省防衛研究所)

(3) 城戸久「名古屋城天守宝曆大修理考」(『建築学会論文集』第22号、1941年)

上記の過程で遊就館に出品された「天守閣雛形并ニ城廓原図金城温古録等」のうち、「天守閣雛形」と『金城温古録』についてはすでに記した通りであるが、問題は「城廓原図」が何を指しているのかである。可能性として考えられるのは、先に名古屋鎮台が修復した「城郭附属古図書類」に含まれていた「名古屋御城石垣絵図」である。実際、現在の靖國神社遊就館は「名古屋御城石垣絵図」を所蔵している。この絵図の箱には、明治二十一年四月二十日付で、陸軍省総務局より絵図を受贈した旨を記したラベルが貼られており、このときに移管されたものであることが確実である。²¹ そうであるとすれば、この段階で名古屋城から「名古屋御城石垣絵図」の原本は失われたことになる。

一方、『金城温古録』については、鎮台が謄写した本と、それをもとに陸軍文庫が謄写した本、そして遊就館に送られた謄写本が加わったことになる。

四 宮内省内匠寮による愛知県所蔵史料の謄写

以上のような陸軍による史料の謄写とは別に、明治二十三年には宮内省内匠寮も名古屋城関係史料を謄写した。石川寛によれば、明治二十二年頃から陸軍は名古屋城保存のための経費負担を回避するため、城郭の一部を宮内省に移管することを求めており、宮内省でも移管に向けた調査にとりかかっていた。²² こうしたなか、明治二十三年一月二十三日、宮内省内匠寮技師の木子清敬は、愛知県が所蔵する名古屋城関係史料十件を借用し

て謄写させた。²³ その内訳を一覧にしたのが表2である。これをみると、名称に若干の異同はあるものの、現在宮内公文書館が所蔵する史料の内容と一致している。そして宮内公文書館所蔵『金城録』等を納めた帙には、謄写人関重威が「此金城録并附属書類ハ明治廿三年一月中、内匠寮技手木子清敬、名古屋城建物見分トシテ出張被命、其砌愛知県庁土木課ニテ借受ケ謄写セシモノナリ」と記した紙が貼付されている。したがつて宮内公文書館が所蔵する一連の史料は、このとき謄写されたものであるとみて間違いない。

表2をみると、陸軍が所蔵していた「城郭附属古書類」とほぼ同じ内容の史料が含まれていることは注目に値する。なかでも宮内公文書館所蔵の『御本丸御殿中御絵』と『名古屋御城御普請』には、次のような識語が朱書きで記されている。

本書ハ名護屋鎮台江送致ス

明治十年十二月、照会

明治十一年一月九日、天守雛形其外書類共、悉皆引渡候事

この識語が宮内公文書館本に記されたのは、おそらく次のようないき緒によると思われる。まず、明治十年の段階で、この本の原本や天守閣雛形などの史料は愛知県が所蔵していたが、名古屋鎮台からの要請を受けて、明治十一年一月九日に県はそれらを鎮台へ引き渡した。その際、県はそれらの史料の謄写本を作成して手元に残した。このとき、すべての史料が謄写されたのかは不明

表2 明治23年に宮内省内匠寮が愛知県から借用した史料

宮内省内匠寮の借用史料			対応する宮内公文書館所蔵資料	
名称	員数	備考	名称	番号
金城錄	7冊	但チツ入	金城錄	38543
御天守鰐木地仕口寸借之図	1袋		御天守鰐木地仕口寸借之図面	38546
割普請大絵図	1枚		名古屋普請町場請取絵図	38547
名古屋御城御普請町場請取絵図附録	1冊		名護屋御城御普請町場請取絵図附録	38547(附録)
御天守ニ有之候御看板之写	1冊		御天守ニ有之看板之写	38543
御天守御畠員數図	1冊		御天守御畠員數図	38544
御天守御修復取掛ヨリ惣出来迄仕様之大法	1冊		御天守御修復取掛ヨリ惣出来迄仕様之大法	38543
御本丸御殿中御絵	1冊		御本丸御殿中御絵	38545
明治三年正月廿四日 御殿向引渡ニ付請取	1枚	平面図	御殿向引渡ニ付請取絵図	38543
小平面図	1枚	-	-	-

※「名古屋城（名古屋離宮）加藤忠恕宛木子清敬名古屋城（名古屋離宮）関係史料借用書」（木子文庫：木054-02-26、東京都立中央図書館所蔵）をもとに作成。「番号」は宮内公文書館における識別番号。

だが、少なくとも『御本丸御殿中御絵』と『名古屋御城御普請』が謄写されたことは確かである。そして県は謄写本の方に、ここに引用した朱書きの識語を、備忘のため書き留めたのである。この愛知県による謄写本を、明治二十三年に宮内省内匠寮がさらに謄写した結果、この識語が宮内公文書館本に残されることとなつたのではないだろうか。この推論が正しいとすると、名古屋鎮台が明治十一年に修復した「天守閣雛形及城中附属之図書」は、もともと愛知県が所蔵していたものを、同年一月に鎮台に譲渡したことになる。

もつとも、「天守閣雛形及城中附属之図書」の原本を、もともと尾張徳川家が所蔵していて、同家から鎮台が譲り受けたという可能性も残る。鎮台への譲渡に際して尾張徳川家が謄写本を作成し、それに朱書きの識語を記し、それをさらに後年に（たとえば後述する『金城錄』編纂の際に）愛知県が謄写したという流れであれば、この識語について一応説明がつくためである。

とはいえ、以下の理由からその可能性は低いと考える。第一の理由は、すでにみたように多くの藩政文書は廃藩後に愛知県へ移管されており、名古屋城関係の絵図や文書もそこに含まれていた可能性が高いことである。第二の理由は、明治期の尾張徳川家「家扶日記」をみると、『金城温古録』の謄写や貸し出しに関しては丁寧に記録されているのに対して、「天守閣雛形」等については該当する時期の記事をみても一切記されていないことである。『金城温古録』について詳しく記録した尾張徳川家の家扶たちが、「天守閣雛形」等についてだけ等閑に付すとは考えにく

い。むしろ同家は「天守閣雛形」等を持つていなかつた（したがつて譲渡等の事実も存在しなかつた）と考える方が自然であろう。以上を踏まえると、「天守閣雛形及城中附属之図書」は、廃藩後に県へ移管され、明治十一年に県から鎮台に移管されたと考えられる。

一方、愛知県所蔵本から宮内省が謄写した史料のなかには、陸軍の所蔵品にはみられない史料も含まれている。そのうち『金城録』は『金城温古録』の抄写本であり、元愛知県令国貞廉平の遺命を受けて、真田彦太が明治十八年に編纂を終えた書物である（同書序文）が、それ以外は廃藩置県以前に成立した史料である。したがつてそれらは明治十一年に愛知県から鎮台へ移管されず、県のもとに残されたものだと考えられる。このうち本稿で翻刻した「御天守御修復取掛ヨリ惣出来迄仕様之大法」は、内容からみて本来は鎮台に移管された史料群に含まれる宝暦大修理関係の絵図類と一体の史料であつた可能性が高いが、鎮台への移管史料から漏れたために所蔵先が分離してしまつたと考えられる。

五 名古屋離宮の成立と城郭附属図書の宮内省移管

前述のように、すでに明治二十二年から名古屋城の宮内省移管が検討されていた。明治二十四年に発生した濃尾地震による被災からの復旧工事を終えたのち、明治二十六年五月、名古屋城の本丸全域と御深井丸・西之丸の一部が宮内省に移管され、名古屋離宮が誕生した。²⁴

名古屋離宮の成立にともなつて、第三師団（旧名古屋鎮台）が

城内で管理していた図書類も、宮内省に移管されることが検討された。²⁵同年七月八日、宮内省は名古屋城にある図書類のうち必要なものを一覧にした調書を作成し、陸軍省に対してもこれらの移管を求めた。最終的に、八月末ごろにはこの調書どおりに史料が移管された。

この調書を整理したものが、表1のうち(2)「明治26年宮内省移管時」の欄である。この表で左側の(1)「明治12年陸軍文庫移管時」の欄と比較すると、宮内省が移管を求めた史料は著しく項目が少ないことがわかる。しかしながら、宮内省によるリストを詳細にみると「等」「其他数種」といった記載がみられ、員数も「壹帙」となつており、帙のなかに入つた史料をひとまとめて記載したことなどが明らかである。一方、明治十二年時の陸軍のリストは、内訳を一点ごとに細かく記載しているため、見かけ上点数が多く見えるにすぎない。したがつて二つのリストの内容はほぼ一致するに考えてよいだろう。

ただし、明治二十六年のリストには、明治十二年のリストにある「名古屋御城石垣絵図」と「附箱入町場請取絵図」が見えない一方、明治十二年のリストにはない「附箱入町場請取絵図」が見られる点は注意を要する。「名古屋御城石垣絵図」と「附箱入町場請取絵図」は、いずれも名古屋城石垣普請の丁場割を示した絵図のことを指していると思われる。先に見たように「名古屋御城石垣絵図」の原本は、明治二十年に鎮台から靖國神社遊就館へ移管され、現在も遊就館が所蔵している。したがつて明治二十六年のリストに記載された「附箱入町場請取絵図」が、この原本ではないことは明らかであ

る。

実は宮内庁書陵部は、図書寮文庫のなかに「名古屋御城石垣絵図」を所蔵している。この絵図は木箱に納まっているとされ、明治二十六年のリストにおける「箱入」という記載とも合致する。この絵図が明治二十六年に移管されたものであるとすれば整合性がとれる。また、図書寮文庫には宝暦大修理関係の史料も存在しており、それらの内容は明治十二年の陸軍が謄写した史料のリストとほぼ一致している（以下、「図書寮文庫本」と呼称）。

問題は図書寮文庫本「名古屋御城石垣絵図」の性格である。これまでの研究では、この絵図は延享元年（一七四四）に尾張藩が「名古屋御城石垣絵図」（現遊就館本）を修復した際に作成したとされている。²⁶ そうであるとすれば、廃藩置県の段階ですでに「名古屋御城石垣絵図」は二種類存在したことになる。

しかしながら、この説の典拠と思われる『名古屋御城御普請町場割絵図附録』には、延享元年に絵図（原本）を修復した事実は記されているものの、写しを作成したとは記されていない。また、明治十二年における陸軍のリストにも、「名古屋御城石垣絵図」は一件しか記載されていない。このため図書寮文庫本「名古屋御城石垣絵図」を延享元年の写本とする説には疑問が残る。この絵図の位置づけについては、なお慎重に検討する必要があると思われる。

「名古屋御城石垣絵図」以外の史料についても、明治二十六年に移管されたのが原本であるのか、明治十二年の謄写本であるのかは、公文書等には明記されていない。すでに述べたように、

図書寮文庫には宝暦修理関係の絵図も所蔵されており、その内訳は明治二十六年のリストと一致する。図書寮文庫本は未見であるが、これらの絵図が明治二十六年に陸軍から宮内省に移管されたものである可能性は十分に考えられる。したがつて図書寮文庫本を調査することで、明治二十六年に移管された史料の性格もおのずと明らかになる可能性があるだろう。

もつとも、図書寮文庫本を調査するまでもなく、明治二十六年に移管された宝暦大修理関係の史料は謄写本であり、原本は陸軍に残された可能性が高いと考える。なぜなら城戸久が昭和十六年（一九四一）に発表した論文において、原本の一部と思われる史料を「陸軍築城部本部」の所蔵品として紹介しているからである。²⁷

城戸が紹介した史料を整理したのが表1の右端(3)「陸軍築城部本部所蔵図」の欄である。これをみると、城戸が紹介した史料はすべて、明治十二年陸軍文庫移管時のリストに上がっている史料に含まれる。ただし城戸が紹介したのは宝暦大修理に關係する絵図九点に限られることがわかる。城戸によれば、これらは全体が一帙に納まり、帙表紙に貼紙で「名古屋城天守修繕之図」とあつたという。このことは、これらの絵図が陸軍文庫移管時のリストで「大小九枚」として一括されていた事実と符合する。城戸論文には絵図の写真も掲載されており、虫損等の様相から江戸期の成立と推定して大過ないと思われる。したがつて少なくとも城戸が陸軍所蔵として紹介した絵図は、江戸期の原本にあたると考えられる。当時、築城部本部では「本邦城郭史編纂委員会」を設けて城郭史の編纂を進めており、おそらくこれに関連して、

築城部本部に絵図が移管されたのである²⁹。以上を踏まえると、明治二十六年に陸軍から宮内省に移管されたのは、謄写本だったと考えるのが自然であろう。

おわりに

本論で検討した事実の経過を整理すると、まず関係する史料はすべて廃藩後に一度、旧藩から県に移管された。そして明治六年には『金城温古録』が尾張徳川家に返却され、明治十一年には天守閣雛形や宝曆修理時の図面等（「城郭附属古書類」）が名古屋鎮台に移管された。さらに鎮台は同年、尾張徳川家から『金城温古録』を借用して謄写本を作成した。そして鎮台が入手した「城郭附属古書類」と『金城温古録』は陸軍文庫でさらに謄写され、鎮台に貸与された。その後、明治二十年には靖國神社遊就館に天守閣雛形と「城廓原図」、そしてあらたに作成された『金城温古録』の謄写本が出品され、おそらくそのまま移管された。この「城廓原図」は、現在遊就館が所蔵する「御城石垣絵図」であり、陸軍が明治十一年に入手した原本であると思われる。

これとは別に、明治十八年には愛知県が尾張徳川家から『金城温古録』を借用して抄写本『金城録』を編纂した。続いて名古屋城の宮内省移管が検討されるなか、明治二十三年には同省内匠寮が、『金城録』はじめ愛知県の所蔵する関係史料を借用して謄写した。これが現在の宮内公文書館本である。

そして明治二十六年に名古屋城が宮内省に移管されると、第三師団が管理していた名古屋城関係史料が宮内省に移管された。こ

れが現在宮内庁書陵部図書寮文庫に所蔵される一連の史料である可能性が考えられるが、この点はなお検討を要する課題である。

なお、本稿では名古屋離宮成立後の宮内省における史料の謄写や収集については検討できなかった。現在名古屋城が所蔵するいわゆる「主殿寮本」は、陸軍から宮内省に移管された史料群と内容はほぼ同一であるが、「陸軍文庫」の蔵書印や蔵書票は一切付されておらず、宮内省主殿寮の蔵書印のみが捺されている。おそらく、これらは陸軍から移管された史料を、宮内省がさらに転写したものである可能性が高い。また、名古屋城はこの「主殿寮本」とは別に、「主殿寮本」と、内匠寮が明治二十三年に愛知県から史料を借りて謄写した本（現宮内公文書館本）の両者を底本として写し、一括した史料群も所蔵しており、これには宮内省内匠寮の蔵書印が捺されている。こうした作業を宮内省が行つたことは間違いないが、いつ、どのような目的で行つたのかは不明である。史料的な制約もあるが、名古屋城関係史料の伝来を総体として明らかにするには、宮内省による史料の謄写についてもさらに検討する必要があるといえる。

註

¹ 石川寛「名古屋離宮の誕生」（『愛知県史研究』第一二号、二〇〇八年）、朝日美砂子「永遠なれ 本丸御殿」（『失われた国宝 名古屋城本丸御殿—創建・戦火・そして復元』）（名

² 桐原千文 「『金城温古録』の諸本と奥村得義家旧蔵書について」（『名古屋市博物館 古屋城、二〇〇八年』所収）。

研究紀要』第一〇巻、一九九七年)。

- 3 及川亘「靖國神社遊就館所蔵『名古屋御城石垣絵図』について」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』第八七号、一〇一九年)。

4 麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理計画について」(『日本建築学会計画系論文集』第七四巻・第六三八号、一〇〇九年)。

- 5 太田尚宏「尾張藩徳川家における文書の伝来と管理」(国文学研究資料館編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』思文閣出版、一〇一五年)。

6 「御系譜御事蹟編纂取調帳」(名古屋市蓬左文庫蔵)。この点は桐原前掲(六五頁)で言及されてい。同論文の注(14)も参照。

7 「(家扶)〔日記 尾州 〕(四)」(尾四・一〇三)、徳川林政史研究所蔵)。

8 「天守籬形其他修復に付伺」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C04028071600' 陸軍省・大日記 M11-19-43(防衛省防衛研究所)。

9 『名古屋叢書続編 金城温古録(一)』(名古屋市教育委員会、一九六五年)一九四頁、三二二〇頁。

10 前掲「(家扶)〔日記 尾州 〕(四)」。

11 「(名地往復簿 一) (八)」(尾四・一八(八)、徳川林政史研究所蔵)。

12 石川前掲、三四頁。

13 「I_29 金城温古録代価御下渡の義に付回答」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C07080070500' 参謀本部・大日記-M12-62-118(防衛省防衛研究所)。

14 「2_17 名古屋城郭附属の古図書類陸軍卿へ上申」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C07080004700' 参謀本部・大日記-M12-61-117(防衛省防衛研究所)。

15 阪元純熙については史料中で「阪元」と「坂本」両様の表記が見られ確定しがたいが、本稿では便宜上「阪元」の字を用いる。

16 「天守閣籬形等取寄の件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C06080302600' 陸軍省・貳大日記-M20-10-31(防衛省防衛研究所)。

17 賀茂百樹編『靖國神社誌』(靖國神社、一九一一年)一八七頁。

18 前掲「天守閣籬形等取寄の件」。

19 前掲「天守閣籬形等取寄の件」。

20 「名古屋城据付費の件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C06080319800' 陸軍省・貳大日記-M20-12-33(防衛省防衛研究所)。

21 及川前掲。

22 石川前掲。

23 「名古屋城(名古屋離宮) 加藤忠恕宛木子清敬名古屋城(名古屋離宮) 関係史料借用書」(木子文庫・木 054-02-26、東京都立中央図書館所蔵)。

24 以上の経緯については石川前掲論文を参照。

25 以下、この項は「旧名古屋城に属する図書引継の件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C03030799500' 陸軍省・壹大日記-M26-8-10(防衛省防衛研究所)による。

26 『日本名城集成 名古屋城』(小学館、一九八五年)、及川前掲。

27 城戸久「名古屋城天守宝暦大修理考」(『建築学会論文集』第二二一号、一九四一年)。

28 麓・加藤前掲。

29 中井均「本邦築城史編纂委員会と『日本城郭史資料』について」(『中世城郭研究』第七号、一九九三年)、同『城館調査の手引き』(山川出版社、一〇一六年)

翻刻「御天守御修復取扱りと惣出来迄仕様之大法」

目次

(冒頭) 御天守全備之御修復ニ付…	78
御天守御修復最初取懸りより惣出来迄仕様之大法	78
井樓・棧橋・足代仕様	81
三重目已下片附方	82
建前揚方仕様	82
揚方仕掛	83
西側上ヶ方	83
御石垣取ほくし方同築方	83
北側御石垣ほくし方	84
西側御石垣ほくし方	84
御石垣築方	84
切抜之所築方	84
起方并重々御柱村直し仕様	85
重々取建方仕様	85
重々御屋根銅葺仕様	86
御深井丸内諸御役人詰所・御作事本〆所・諸番所取建方大法	87
御本丸内諸々補理方大法	88
(奥書) 右宝暦二年申三月御修復取扱…	90

凡例

- 宮内庁宮内公文書館所蔵本（以下、宮内公文書館本）を底本とし、名古屋城総合事務所所蔵本（以下、名古屋城本）によつて校合した。
 - 平仮名、片仮名の用字は底本に従つた。
 - 漢字は原則常用漢字を使用したが、底本に従つたものもある。
 - 合字（「ゑ」、「ゞ」）は底本に従つて表記した。
 - 踊り字（「々」、「ゝ」、「ヽ」）は底本に従つて表記した。
 - 必要に応じて文の切れ目に読点「、」を、語句の切れ目に中黒「・」を補つた。
 - 底本の朱書箇所は、該当箇所冒頭に（朱書）と記し、該当箇所を「」で示した。
 - 割注は宮内公文書館本に従つたが、字送りは改めた箇所がある。
 - 平出は改行し、欠字は一字空きとした。
 - 必要に応じて年代、人名等をルビで（ ）内に注記した。
 - 明らかに文意が通じない場合も底本通りに表記し、該当箇所にルビで（ママ）と注記した。底本の誤字と推測される場合は、正しいと推測される文字をルビで（〇カ）と注記した。同じく脱字と推測される場合は、ルビで（〇脱カ）と注記した。
 - 名古屋城本と宮内公文書館本とで字が異なる場合は、本文に宮内公文書館本の字を記し、ルビで（ ）内に名古屋城本における字を示した。
- 翻刻は木村慎平（名古屋城調査研究センター学芸員）、堀内亮介（同）、武田純子（同調査研究員）が担当した。

《表紙》

「御天守御修復復取掛りた
惣出来迄仕様之大法」

《本文》

御天守全備之御修復二付、宝暦二年申二月十五日、左之通於御用所、御用懸被 仰付旨、竹腰山城(正武)守殿被仰渡候

林治右衛門(充綱)³
山吹儀兵衛(雅正)⁴

御天守御修復之儀、當年右全備之御修復被 仰付候間、其方共儀御用懸可相勤候、勿論御太切之御場所二候間、御修復之儀精々入念可申付由

御意候、且又御作事中、日々一両人ツ、不絶御場所二相詰、可有裁許候、御普請奉行も右御用懸被 仰付候間、万端無隔意申合令一和、御為宜取計候様可被相心得候、委細

ハ遠山彦(景慶)左衛門・千村多門(伯清)可申談候、可被得其意候(宝暦二年)
右被仰渡候上、林治右衛門・山吹儀兵衛・寺町兵左衛門・日下部兵次郎(方信)一同ニ罷出候様、彦左方被申聞、則御用所江罷出候様、山城守殿左之通被 仰談候

御天守御修復之儀、追々

上ニも御心遣被遊、種々致方等令吟味候様被 仰出、先達而江戸町人江市屋等ニも見分申付候處、右仕様書之儀も当表致方与格別之儀も不相見候、左候得とも当表之者ニ被 仰付候方可然との御裁許ニ而、今般御作事方右申達候仕様之通御修補被 仰付候、全体御石垣ハ御普請方主役之筋ニ相見、御石垣上揚方等之儀ハ御作事方之主役之儀ニ候得共、夫々引分り取扱候而是、事ニより双方難持合義も可有之候間、右揚方・御石垣築方とも、両役打込取扱候筈(候方)就夫面々御為之儀存入候ニ付而者、強而我意を申立候様成義も有之、御太切成御修復成就之障ニも相成事候間、聊も私を不相交、両役共令和融、御修補之儀精々入念丈夫ニ出来候様被申付、尤御入方之儀ニ付、諸事御為宜被相考候、其内当然御入用減候而も、始終手

二月(宝暦二年)

宝暦二年申二月十五日、於

御城御用所(8)

御天守全備之御修復被 仰付候旨、竹腰山城(正武)守殿被仰渡候

寺町兵左衛門(忠利)⁹
日下部兵次郎(方信)¹⁰

御天守御修復之儀、當年右全備之御修復被 仰付候間、其方共儀御用懸可相勤候、勿論御太切之御場所二候間、

御修補之儀精々入念可申付由

薄儀ハ被申付間敷事候得共、尚又勘弁宜相心得旨

右之通、山城守殿被仰談、隼人正殿^{（竹腰正武）_{（成瀬正泰）}}¹⁵ニも前件之趣御取合被仰談候、此節治右衛門義御談之趣奉承知候、御当地ニおるて夫々仕手之者共、年來御修復之致方勘考仕、御用相待罷在候間、今

般御大嘗被仰出候ニ付而者、猶又相進ミ可申候、勿論私共義両役所申合、心魂ヲ碎き出精裁許仕候て、全備之御修復成就可仕儀ニ奉致候旨申達之候、彦左方・多門方^{（遠山景慶）_{（千村伯清）}}ニも御丁寧成御談之旨取合有之、何も致退出候

一、右済而、大道寺主水殿^{（直澄）}¹⁶・加々嶋七郎左衛門^{（正信）}¹⁷江謁候而、右御用懸り被仰付候旨申述、御國御用入衆へも前件之趣申達候処、追々勘弁之趣申達候様被申聞、年寄衆^{（千村伯清）}御國御用入衆へ御談之書付一通被相渡候

遠山彦左衛門
千村多門

御天守御修補之儀、去春
公儀御達相濟候付、當年^{（宝暦二年）}全備之御修復被仰付候間、各儀右御用懸り相勤候様ニと

御意候

一、右仕様之儀、追々御吟味有之内、三度御作事奉行申達候仕様書之通上ヶ方仕懸置、地形等持堪之程弥見届、御石垣取扱、如元築立、惣御修復可仕旨

一、初重右四重目迄之御屋ね、不殘銅葺ニ致替候様可仕由右之通可申付旨

御詫候、尤御大嘗不容易御修復之御事候間、御用懸り大小

之御役人申合、隨分丈夫ニ念入出来為仕、勿論致掛り候上、

追々存寄候儀ハ無隔意申談、猶又仕様等相伺、御為宜取計候様との御事候、被得其意、右之趣御普請奉行・御作事奉行江被申渡、各ニも精々裁許可有之候

右御修復ニ付而者、夫々取扱事多々、御入用も大分之事候得ハ、懸り之御役人勘弁見聞等不行届候而者、無益之御入方・御失墜も可令出来儀候、諸事隨分細ニ吟味心を配、御費用之儀無之様、下役末々迄も無油斷可申渡由、是又懸り之御役人江可被申渡候

二月十五日

（朱書）

「当三月、江戸江籠下候筈、當

正月申渡有之候処、各懸り被仰渡無之、西三月詰満、籠登り

丹羽武右衛門

^{（正虎）}²⁰

」

候之上、右一統掛り被仰付候

〔申五月、江戸^{（宝暦二年）}江籠登候上、懸被仰付候、西三月、為武右衛門代

上野治兵衛

^{（資清）}²¹

」

江戸江籠下候

一、^{（宝暦二年）}三月十五日

御天守御修復御事始ニ付、巳刻御城代衆・遠山彦左衛門方・

千村多門方出席、御普請奉行・御作事奉行下役・支配之者共、

戌亥隅本側御柱

本水二九寸九分下ヶ
有来姿ニ式寸四分上ヶ

初重南之方右東御入ヶ輪^(側)通りニ並居、同中之まニおるて御事

丑寅隅本側御柱

本水二五寸七分五厘下ヶ
有来姿ニ六分五厘上ヶ

始儀式、前田文右衛門・永井弁右衛門²³、麻上下着用取扱申候、
已中刻相濟、榎御多門内本メ所江引取、神酒相祝候事

但、右備物・席飭方等別ニ留有

一、御用達町人共、右之節本メ所迄相詰罷在候事

一、揚方極候後、左之通ニ相成候

辰巳角本側御柱居り

未申角本側御柱

本水ニ四寸式分低シ³⁰
有来姿ニ三寸六分上ル

戌亥角本側御柱

本水ニ六寸八分低シ
有来姿ニ五寸五分上ル
外ニ七寸上ヶ越アリ

丑寅角本側御柱

本水ニ四寸四分低シ
有来姿ニ武寸上ル

御天守御修復最初取懸りより惣出来迄仕様之大法
申^(宝曆二年)三月、御作事取掛り之節、初重^(東南)辰巳之方本側隅御柱を居り
ニして水積付候之處、左之通ニ相見候

辰巳^(東南)隅本側御柱居り

未申^(西南)隅本側御柱

本水右七寸七分下ル²⁷

戌亥^(西北)隅本側御柱

本水右七寸七分下ル

丑寅^(東北)隅本側御柱

本水右六寸四分下ル

右、下り之義、戌亥隅本側御柱并御入ヶ輪^(側)、各別落込候所ハ、

下振糸長式丈五尺九寸

辰巳隅本側御柱

北江三寸六分
西江六寸七分半

未申隅本側御柱

北江三寸四分
西江五寸四分

戌亥隅本側御柱

北江四寸式分
西江六寸五分

丑寅隅本側御柱

北江三寸四分
西江六寸五分

右下振糸通り御柱ニ腕木取付印付置、御修復中日々目代・手代・御大工差添相改させ、見廻り之度々我等共も見分致候処、既ニ揚方仕掛け取懸り、所々高張五六繩³²等取付候得ハ、日々

厘毛之起キ方ニ相見、全備之御修復成就之手筋も相顯レ候

辰巳隅本側御柱居り

未申隅本側御柱

本水ニ六寸五分五厘下ヶ²⁹
有来姿ニ七寸五分五厘上ヶ

一、右起し方極之上、戌亥隅・丑寅隅本側御柱ハ直規矩ニ相成、

辰巳隅・未申角本側御柱ハ直規矩ニ起し方致候得者、角図出来候付、双方概之規矩ニ而起方相極置候

井楼・棧橋・足代仕様³³

一、御天守御堀内東の方剣屏際³⁴、南の方剣屏際迄北西押廻し、³⁵

都合七拾間余之分、高サ八間程巾四間^{武間木、二ツ継}、大小角木を以井

樓組上、御石垣際江明り取井石運ひ道として、所々井樓内組明ケ、御石垣際³⁶四尺程除キ、長八間ニ大松丸太北西折廻ニ而式拾七本^{北側拾三本、西側拾四本}、鳥居立ニして笠木置渡し、杉丸太ニ而布結、所々銘かけ、右笠木³⁷井樓上江角木・松丸太に置渡し、角木組置ヘ、御石垣上端ニ而巾四間程足場致出来候

候

一、北の方ニ而井樓上迄、長式拾五間、巾四間之棧橋壺ヶ所、西之方御石垣切抜キ之所江、長式拾四間巾四間之棧橋壺ヶ所、各角木を以橋台組立、長三間之角木・四間五間之松丸太等を以、六通りツ、登桁置渡し、馬踏五寸・六寸之角木置並ヘ、両側手摺杉丸太取附、大小銘かけ

一、御天守入口剣屏東の方中程、一間切抜仮ベリ開戸付、此所

右御壺蔵³⁸西の方江延橋巾式間・長拾間程、杉丸太乱杭立、同登桁三通り置、馬踏厚式寸之挽板並ヘ、杉丸太手摺取附、所々銘かけ、但北西大棧橋之義、各左右江杉丸太ニ而柱堀立、登桁置、長壺間厚式寸之挽板敷並ヘ、杉丸太大竹等を以手摺取付、所々繩結ひ銘懸、但仕事之摸様ニ隨、右左有之枝

橋ハ所々附替相用ひ候

一、西の方切抜³⁹南之井樓ハ、北側御石垣出来之上、不用之井樓取毀し、其木を以て組立、依之北側井樓ニ而持張候足代・

上屋等ハ、長七間余之松丸太立桁置、御石垣際之鳥居立江布結ひ固メ、長四間之松丸太やり渡し、足代・上屋ともニ持張せ候

一、初重⁴⁰三重目迄、北の方一面、東江折廻五間余西側切抜迄、

杉丸太足代堅横三尺間繩結ひ、銘かけ、重々上屋下地取附、長六間七間之指梁入、鼻桁掛、中通りもや桁入、竹樋木廻繩かき、薄柿^{下葺初重上屋ハ、葺但同断苦葺}、屋根上壺尺間ニ足溜り打、重々歩之板置渡、目隠し筵囲ひ、所々切張立、筋違入繩結ひ、銘かけ

候

一、北の方御石垣出来之上、右切抜⁴¹南井未申角⁴²東江折廻八間程、前件之通足代・上屋共立添

一、四重目御屋根銅葺下地取掛之節、東の方平地^{半分平地}右^{半分御堀}杉丸太足代掛、四方共上屋取附^{四重目ハ厚八分之、挽板三枚重ニ而葺}、足溜り打、同三重目・二重目銅葺下地取掛り候節、追々右ニ准し四方共上屋・足代立添

但、四重目足代上屋ハ三重目御屋ね上より、三重目上屋足代ハ二重目御屋根上より仕掛候處、左候而ハ重々之仕事一度難相成候付、再考之上、四重目窓⁴³角木を以刎出し仕懸、四重目之上屋持張、三重目已下各角木刎出しを以夫々上屋持張候ノ様仕掛け置、銅葺下地⁴⁴葺方、長塗御金³⁷

物取付、壁方共出来之上、一重ツ、上屋足代共追々取扱

候

三重目已下片附方³⁸

一、三重目西北折廻し附破風三ヶ所共、瓦・土居葺・胴建共取扱、御入側ハ瓦并瓦土取下し、檼羽目・化粧羽目・窓敷居・鴨居共、夫々相紋附取ほくし、上御深井丸西の方江片付、仮小屋立入置、瓦者御米蔵構³⁹北御高塀際、東ハ御壺藏之南、北ハ御弓矢多門⁴⁰之下江取下シ片付、瓦土壁土等、是又三方江取下し候

但、壁土之義、上御深井丸御城代同心番所後の方江寄集メ、同北御高屏御物見より御水堀江刎出シ仕懸⁴¹、井戸車取付、釣瓶ニ而御堀之水汲上ケ、右土場江樋取付、手打中塗等之土捨致候

一、瓦土并建具共、筈車三方江仕掛け取下し候、前々筈車ハ繩壹筋ニ而、下シ方計ニ相用候処⁴²、大工方工夫を以亭綱ニ筋取、上右下シ候勢ひニ而、下右軽き品引揚候様、操^{カラク}り重々上屋掛置候、内ハ重々并井楼上江番桶置、水汲入置候、右溜水并暑氣之節呑水等、過半ハ筈車を以汲上候

一、御蔵内西北折廻し巾六間程、根太・板敷・羽目板共取扱、内ケ輪御石垣^(側)三間内ニ而、角木を以井樓組上ケ、初重御床上江敷盤仕懸、所々大小銘かけ

但、御蔵内井戸之儀、外ケ輪御石垣取扱候節、地形危キ意味も無之哉と及吟味候処、元来井戸ケ輪水底^(側)跡之方、広き石ニ而畳上ケ候体ニ相見ヘ、揚方仕掛け致候而も毛頭危き様子無之候ニ付、井戸内切^{張力}⁴³強入角木置並へ置候、右御修復出来、戌十一月角木取扱、さらへ申付候処、水性少も不損、清水ニ而持堪候

一、初重北の方不残、西折廻シ三本目之御柱迄、本側通り末口七八寸之松丸太ニ而、苧繩腰結取付、御土蔵内ニ仕掛け候敷盤之上、壹間ニ武本宛、長六間⁵⁰八間迄、末口尺以上之大松丸太取入、盤木より壹間半やり出し、末口八九寸之松丸太を以枕木置、長六間⁵¹八間迄、末口尺以上之松丸太刎木ニ仕掛け、一備ニ武本も組合、刎木尻ニ角木丸太等結添、角木棚組して猫棒車知⁵⁰仕懸、刎木之鼻⁵¹内敷桁江、苧繩ニ而もぢり取、所々組繩結ひ、大小銘かけ、刎木尻⁵¹内御土蔵内江苧繩を以棚釣下ケ、角木から石等之重り仕掛け

一、初重・二重御入側北西折廻三拾九間程、初重腰屋根西北折廻し附五ヶ所、屋根瓦土居葺胴建共不残取扱、諸色片付方右同断

一、右三重目已下働く多場所ハ、御釘隠其外金物類はつし、箱二入、御柱長押共檻板ニ而包ミ、四重目已下御縁板・根太共過半取

はつし、夫々相紋付片付置

建前揚方仕様

一、御蔵内西北折廻し巾六間程、根太⁴⁷・板敷・羽目板共取扱、内

ケ輪御石垣^(側)三間内ニ而、角木を以井樓組上ケ、初重御床上江敷盤⁴⁸仕懸、所々大小銘かけ

但、御蔵内井戸之儀、外ケ輪御石垣取扱候節、地形危キ意味も無之哉と及吟味候処、元来井戸ケ輪水底^(側)跡之方、広

き石ニ而畳上ケ候体ニ相見ヘ、揚方仕掛け致候而も毛頭危き様子無之候ニ付、井戸内切^{張力}⁴⁹強入角木置並へ置候、右御修

復出来、戌十一月角木取扱、さらへ申付候処、水性少も不損、清水ニ而持堪候

但、四重目仕掛けハ五重目を揚方致、初重之揚方荷を軽メ

候目論見ニ而取附、則上ヶ方致候処、右仕懸にて五重目

計ハ軽く上ヶ方相成候

一、右揚方ニ付、重々東南之方、勾強^(張力)搔イケ輪通り御柱一まく

ニ筋違入、錆かけ致手当候

一、初重戌亥角并北之方・西之方本側敷桁^三重目御床上通り長七拾間余、廻り九寸之長^{チヤン}掛之苧繩を以、御本丸未申御櫓東之方広手并御幕蔵北之方広手へ各式筋ツ、引出し、大松丸太を以五六⁵⁴仕懸、角木組上ヶ重りかけ、外ニ六七寸之苧繩を以、三重目内所々居手取付、車知猫棒ニ而たるミ取

但、右五六繩之義、

御天守北西江入側取払候得ハ、大風雨等之節、若傾キ相増候義も可有之哉、夫ニ付、千石積之大船冲乗大風之節、廻り壹尺之苧繩ニ碇付巻下し候得ハ、則其船を引留候由、凡廻り壹尺之苧繩ニ而千石目を引留候力有之候得ハ、

御天守初重ニ而御柱壹本、大法百石目之積ニして彼是考合、御修復中大風雨之為手当、右五六繩取付候、尤五六繩取付候已後、

御天守一体式三分之起方ニ相見候

〔朱書〕

〔揚方仕掛け〕

申八月^(宝曆二年)一日右同十二月廿二日迄

一、右北側仕掛け出来、申十月五日揚方致候処、目論見之通り揚方相成候御柱每揚方⁵²、其以後御石垣取ほくし、足石入築立之上、

西側仕懸ニ取掛り候⁵⁵

但、初日之揚方ねこ棒車知七拾、脚人数五百人程相懸り、

追々揚方ニハから石角木之重りを相増、人数を相減候

〔朱書〕

〔西側上ヶ方〕

酉^(宝曆三年)六月十一日ヨリ同七月四日迄

一、西側揚方之義、二重目西側不残・南折廻し六間程、御土蔵内井樓上右鳥居木立枕木置、大松丸太式本ツ、枕木右四尺五寸

やり出し、又枕木置、夫右四尺五寸やり出し、大松丸太を以刎木仕掛けニ本側通り右九尺内ニ而三重目之本側御柱請候、中敷桁通り江八寸角ニ而請木仕懸、刎木上右切立入、初重

梁下ニ松丸太南北江長ク取入、二重目刎木鼻右六寸之苧繩を以あやもちり取、其外初重之通所々紐繩結、大小錆掛

一、三重目西之方御床上江御土蔵内右鳥居木立枕木取付、敷盤置猫棒仕懸、初重西之方本ケ輪敷桁右木繩・苧繩取巻⁵⁸メ

一、右仕掛け出来之上致揚方、西側御石垣取ほくし、其已後御石垣不残築立、右仕懸追々取払申候⁵⁹

一、右揚方之儀、辰巳之方本ケ輪隅御柱居りニして、戌亥之方本ケ輪隅御柱最初相訂し候下り壹尺武寸之内、今般六寸六分上ヶ⁶⁰、西・北・東折廻し御柱之分、夫々概水⁶¹之通致揚方候

御石垣取ほくし方同築方

一、御石垣やり形水杭櫓、地際ニ而七尺五寸ニ六間、上ニ而壹間相成候御柱每揚方⁵²、其以後御石垣取ほくし、足石入築立之上、

一、御石垣やり形水杭櫓、地際ニ而七尺五寸ニ六間、上ニ而壹間ニ武間、高サ拾間余、杉丸太ニ而切組堀立、四尺間ニ貫通し、

間毎ニ筋違十文字ニ入、四方丸太ニ而扣取付、貫四尺ま

ニ入レ込せんべ、戌亥隅式ヶ所、南之方壱ヶ所、御堀底カタ取

立、別ニ丑寅隅・未申隅一ヶ所ツ、都合五ヶ所取立、有来

御石垣之規矩合写置候反り板63取付、御石垣之高サ本側カタ引出

し候概之水を以感付、右櫓御堀内ハ、角木井樓不組立已前取

立、御石垣惣出来迄指置、御入側建方之節も右水杭相用ひ候

(朱書)

「北側御石垣ほくし方

申十二月十日頃宝暦二年西二月廿九日迄」

一、北側御石垣ほくし方、戌亥隅ニ而上端折廻し八間程、下

江武間余、御土蔵土台下迄、内外御石垣取下り、本側通

り地形致見分候處、砂交り築土ニハ候得共、可欠損痛も

無之、丈夫ニ相見候付、直ニ御堀底隅石迄、双方雁木66ニ

取下り、根敷之隅石外一面ニ而北の方一ヶ所、西之方壱ヶ

所、深サ四尺余掘入四尺余掘入候得ハ、式尺斗水涌申候

宜石面ら壱尺程跡70一本、同中程ニ壱本都合式本いづれも丸太也、相見候付、其段申達、御国御用

人衆見分之上、元之通築固置申候

一、戌亥隅カタ根敷ニ而東江拾六間余、同丑寅隅石上カタ七ツ目迄、

雁木ニ取ほくし、築石大小から石共、上御深井丸内同心番所

裏手之方江取除ケ、右築石取ほくし候跡、地形手当として関

板當69、鳥居立テ松丸太カタ切張力強入、筋違結、所々銘かけ

但、右切張上歩ミ板置70、ほくし方築方等之節、車智猫棒

眷場ニ相用ひ候

(朱書)

「西側御石垣ほくし方

半分酉六月十七日迄

半分酉十一月五日ヨリ同十二月廿三日迄

一、北之方御石垣築上り候已後、西側之内根敷にて未申隅カタ北江六間半、有來御石垣残シ置、同隅石上カタ拾四本、南江押廻し

上端ニ而七間程、御石垣雁木にとりほくし、片付方右同断

但、右西之方半分ほくし、切抜カット北之方戌亥隅上ミ之ならし迄築上り候已後、残ル半分取ほくし候、委細訳ハ別

紙墨引ニ而見ル

一、右ほくし口、苧繩足代繩數十筋釣下ケ、から石俵ニ而取付、ほくし懸之から石こけ落さる様、致手当候

一、大石之分ハ車知ニ而卷上ケ、修羅ニ載せ、をしみ綱73かけ、桟橋通り取下し、低ミ之分ハ御堀内カタ足代懸、車知にて卷上ケ、

惣から石ハ歩行持ニ而取降申候、但石運ひ方ハ築上候節も右同断

(朱書)

「御石垣築方西カタニ而三月四日北側カタ取掛り、追々

西側共宝暦四年三月廿五日迄出来」

一、北側御石垣築方、惣體御堀底ならし石壱カタ通り指置、最初戌亥之方隅石・隅脇石共居之、同隅カタ東江根敷ニ而拾五間余

雁木ニ右御石垣残余、ほくし口迄築合、戌亥隅石段之五本居之西側ほくし口五本カク五本カクハ、夫カタ雁木ニ築上カタ、丑寅隅石上カタ一度ニ居り不申候、十間程ならし石置丑寅隅石上端ニ而、丑寅隅石上カタ七本目通り東江押廻し、上端ニ而四間半、ほくし口迄築合

せ申候

一、西之方戌亥ろ根敷二而拾武三間程南迄築出し、夫ろ切拔北之

隅上端迄築上ヶ、戌亥隅ろ北面押廻しならし置いたし、次二

西一面未申隅ろ北江六間半有來御石垣残し置未申隅石上ミろ拾四本目、東江押廻し、

南側上端にて八間程築上り、ならし置いたし申候

但、御堀底ならし石其そ併指置候方丈夫之為、可然与申相

不取綺筈候へ共、有来ならし石居り不宜並悪敷分ハ取替、

新石足築立申候

(朱書)

「切抜之所築方

（宝曆四年）戌八月九日右同九月三日迄」

一、西側御石垣切抜之所、ほくし方之節より御土蔵内通用道二相

成、御石垣出来此所計明ケ置、追而荒仕事無之時節見合、築

塞キ申候

一、御蔵内側御石垣、西北折廻し式拾八間、未申隅ろ東江四間余、

都合三拾武間余、足石入築立

一、御土蔵内未申之方南ヶ輪（側）ニ而一ヶ所、井戸東之方ニ而壹ヶ所、

明ル取窓出来、南側御石垣築立、同有来窓一ヶ所、御石垣繕築

一、有来御石垣四方共込石かい

一、右築方、水杭反板（側）水杭反板江水繩引通し、所々反り板取

付（側）御石垣築方ノ為石面、築石一かさツ（組）、ニ而反り板見通し勾倍相

訂し、隅石・隅根（脇）石ハ四方胴摺合せ、小たゝき（組）、鉄かい・割石・

胴かい張り合、扣石入、平之方胴摺合、胴かいはり合、扣

石入、割石かい、大小から石詰、築石根入短キ分ハ別ニ跡

石置、惣から石千棒（組）ニ而築固メ申候

一、石築方、御石垣際江修羅ニ而引付、築石ニ胴繩かけ、棚上ニ

ねこ棒車知仕掛、築石釣上ヶ、好之所江有附、石面勾倍左右之合羽（合）、胴摺合、固り宜様墨かけ、築石車知ニ而卷上ヶ、鑑玄

翁ニ而石形作り、幾度も伏起して、具合宜節築固メ申候

一、右足シ石之義、隅石長九尺（側）壹丈迄、巾四尺ニ三尺式寸拾本、

中隅石長七尺五寸、巾三尺五六寸八本、隅脇石長六尺、面三

尺式寸ニ三尺五寸拾七本、已上三拾五本岩崎山より切出し、

平築石三州堅石、長五尺面式寸五寸四方九百式拾五本切出し

候、右之外小牧村辺・小金山・白鳥御材木場・太鼓櫓御堀内

等、前々右有来候御石垣石御場所江取入、夫々足石ニ相用候

起方并重々御柱（組）村直し仕様

東江起方（側）同四月十日頃迄 南江起方（側）同六月六日迄

一、初重・二重・三重目迄本ヶ輪（側）間仕切化粧羽目板はつし、楔ゆ

るめ、東南之方折廻し御石垣上端（側）式間半程下迄、井樓組上

角木置渡し、巾六間程足場拵、三重目西北折廻し、敷桁（側）廻

六寸九寸之苧綱三拾九筋（組）、同二重目梁下通り東南之

方江引出し、長八間末壹尺已上之松丸太式本宛末口切合せ

揚方剥木二相（側）、東之方七組、南之方六組取立（側）最初東側五六七組掛起方相済し、

用候松丸太也（側）右諸色を以南側五六仕かけ申候

右苧綱付車知猫棒ニ而巻き（側）、角木から石等ヲ以大五六ニ仕

掛、重々御柱ニ下振下ヶ、日々起し方分量相訂シ、数日之内二自然と起し方相成候様操置（アヤツリ）每夕松丸太ニ切張入夜、初重・二重

突通し之御柱ニ而、南江式寸四分、東江六寸五分起方致、亥隅・丑寅隅御柱直規矩ニして惣体本ケ輪間仕切共、楓檼かけやニ而打込、長押上不残并間切羽目有之分ハ長押下共貫

間毎ニ筋違切込、柱敷桁梁根太共有來引鉄卷鉄メ直し、大小銚取付、敷鉄・巻鉄・引鉄・新規足鉄物取付

但、辰巳隅・未申隅御柱直規矩ニ起方致候而ハ一間毎之隅図多く不都合ニ相成候付、ならし之宜ニ而居置申候

一、起し方ニ而御土蔵御柱と内ケ輪御石垣透間出来之所ハ、御柱左右弓楔打込固置申候

一、初重・二重・三重目惣御柱之下り、夫々重々概之水ニ而壹本ツ、其重々ニ而仕掛を以揚方致し、梁下桁と所々概敷盤かい、大小銚かけ引鉄・巻鉄等足入固置

重々取建方仕様

一、御土蔵内北側土台拾壹間・中仕切土台四間、大挽⁹³所々ニ而拾本取替、指梁痛候所柱武本新規ニ立、井戸際西之方仕切羽目之内明り取窓取付、御石垣内有来明り取窓床下ヶ⁹⁶、外引上戸銅板張、小さる車取替、同御石垣内井戸東之方一ヶ所・未申隅之備^(西南)ニ^(マニ)輪^(側)ニ壹ヶ所、新規明り取窓出来、外側引上戸銅板張、小猿車⁹⁹取付、窓子¹⁰⁰・窓縁鉄板打、三ヶ所共ニ銅網¹⁰¹取替、窓子・引上戸共黒長塗、同引上戸之小猿繩・鳥居木¹⁰³等新規取付、鉄物打、井戸際矢來¹⁰⁴仕直、其外元之通出来

一、初重・二重西北折廻し御入側附共、并三重目附共最初取扱候

分、指桁・胴貫¹⁰⁵・梁之類損之分仕足し、外側貫所々取替、同

御柱より土台・大挽江引鉄取付、胴壁下地竹取替、柱通り卷竹打、手打・毛伏¹⁰⁹・^(斑カ)村直し・中塗・漆喰塗・白土上塗^(壁)等元之通出来

一、同外ケ輪窓子・敷鴨居^(縦カ)結ひ取附、窓子鉄板仕足、樺羽目・化粧羽目・窓裏樺羽目・同戸板剥目等埋木繕ひ、同土戸損し之分巻板打、漆喰・白土上塗り、其外元之通出来

一、初重弓四重目迄、御備^(マニ)内取放候板敷・羽目板・敷鴨居・長押等足木入如元取付、建具立合、鉄物・金物・御釘隠類損之分仕足、并三重目仕切羽目式拾ヶ所・初重仕切羽目式ヶ所・新規両羽目ニ仕直、階子¹¹²・高欄共元之通取付

一、初重階子之中段東之方明り窓二ヶ所、窓子共新規取付、二重目階子中段東之方有来明り窓広ケ窓子取替¹¹³、三重目階子之備^(マニ)東之方板壁内一ヶ所、窓子共新規取付、同階子中段江明り取として四重目東御入側板敷切抜楓格子入、刎蓋¹¹⁶・鉄物共新規取付

一、五重目弓三重目迄、外側窓御敷居水抜乱ひ出来水落かね候付、溝内透取、銅ニ而張、敷鉄仕直し、同土戸鉄車繕取付

但、初重・二重ハ軒下鴨居上之間少々、強而降込無之候間、今般御取綺無之候

一、初重弓四重目迄、南北ニ而各式ヶ所ツヽ、五重目ハ南北壹ヶ所ツヽ、銅網戸新き出来、同戸尻鳥防キ板取附

但、右網戸ハ暑氣籠り不申為、夏中昼夜明置候筈ニ而被仰付候由

一、御天守入口御門式ヶ所、同初重弓四重目にて式百拾八ヶ所之

窓子、不残黒長塗出来

一、同御土蔵入口敷瓦¹¹⁹武百五拾三枚、鉛二而鑄立敷入、是ハ御修

復ニ而御屋ね谷々之鉛樋、并追々御多門屋根¹²⁰出候分

御天守内に入置、可然由ニ而右敷瓦ニ鑄直敷入候

但、此已後跡々御屋根¹²¹出候鉛を以て、残ル敷瓦仕替候様、

遠山彦^{（景慶）}左方被申聞候間、員数之義相調、為後覽記置候

一、武百七

鉛角敷瓦¹²⁰

此貫目八百式拾八貫目

但、壹枚鉛目一割減共四貫目積

一、四拾六

同三角瓦¹²¹

此貫目九拾式貫目

但、右同断

式貫目積

ペ九百式拾貫目

右ハ御天守入口御門内敷瓦、御有合鉛ニ而鑄立出来之分

御有合鉛千式百式拾六貫目

内九百式拾貫目

敷瓦ニ成

残テ三百六貫目

御多門江入置

鉛角敷瓦

此貫九百式拾七貫目

但、前件之通

同三角瓦

（朱書）
「日並末ニ見ル」

此貫目九拾式貫目

但、前件之通

ペ千拾式貫目

一、四重目¹²⁵二重目迄、御屋根四方共土居葺¹²⁶・のし板取扱¹²⁷、御屋根軒通り^{（斑カ）}村直し、裏板之上土居木¹²⁸・樋新規ニ入、唐破風・千

右者同所中御門前敷瓦、鉛ニ而追而可被仰付哉之分

亥^{（宝曆五年）}三月

一、五重目御貫、御本間内織小紋縁替、御入側高宮縁替、四隅

御物見台四畳上備後織大紋付表替、四重目已下有来御貫敷入

但、御天守御修復已前、御貫敷入有之候、然處御貫床損し、

表も痛付候分多御座候故、仕足之義御吟味之上、御有合

之分計重々共敷入候筈窺相濟、其通ニ相成申候、為見合

惣御貫數左ニ相記申候

一、六百拾四畳

初重御本間・御入側共

内八拾貫程細貫、但御入側之間

一、六百八畳

二重目同断

内七拾六貫程細貫、但御入側京間

一、三百八拾四畳半

三重目同断

一、武百拾式貫

四重目同断

一、百四畳

五重目同断

但、四隅半貫共

ペ千九百式拾式貫半

重々御屋根銅葺仕様

鳥破風式拾ヶ所共、下目之分古熨斗板新板取交、上のし板・丸桟木惣上棟・下り棟・隅棟¹³⁴共五重目御屋根之割合を以、夫々法之通新規取附

但、のし板下ハ樅・柏・松等取交、のし板上ハ都而桧ニ而出来

一、同御屋ね銅葺、平之分巾八寸・長三尺・重ね五寸、丸之分巾八寸・長壹尺五寸、下の方ハ内江、上の方ハ外江壹寸ツ、折返し、右折返し上の方三本ツ、鉄銅鉢交打、其次之丸掛繼ニして、所々右之通鉢釘之頭不顯様ニ葺上、軒平唐草・軒丸御紋いつれも銅板打出し、鬼板御紋付・同鰐¹³⁵・鳥伏問¹³⁶共唐銅¹³⁷ニ而鑄立取附、土居のし下銅環打、不殘黒長塗ニ出来

但、鬼板・軒丸御紋ハ伺之上五重目ニ准し、

公儀御紋を相用ひ候

一、五重目御屋ね銅葺損之分并鉢釘足し繕ひ

一、五重目ろ四重目迄、本屋ね附共千鳥破風狐格子之所、唐破風軒下とも不残銅包、黒長塗ニ出来、金減金逆輪御紋金物¹⁴¹

煮洗、箔指直し

(朱書)

〔成^宝四年十月廿日比¹³²同十一月十日迄〕

一、初重腰屋根惣体土居葺ろ足瓦入葺直し、惣漆喰かい

但、右腰屋根ハ二重目軒内ニ而納り、風雨之当りも少ク、損しも薄く、其上御大當之義ハ十分ニ不備様ニ致候事之

由ニ而、伺之上腰屋根計土瓦にて指置候

一、四重目附破風両脇之谷々四ヶ所、請筒・立樋取付、三重目

谷々江落し、所々重々ニ而銅樋を以水捌致し、四方ニケ所ツ、御石垣ニ添立樋這、樋何も銅ニ而出来、御石垣上ハ白長塗¹⁴²、御石垣下者綠青鑄付ケ、所々釣手銅金物ニ而取付

(朱書)

「一、四重目御屋根銅下地

西二月四日迄
同五月廿六日迄

一、同 同銅葺方

酉四月九日迄
同八月十日迄

一、三重目御屋根銅下地

酉七月廿三日迄
同十二月廿日迄

一、同 同銅葺方

酉三月中旬迄
戌五月十九日迄

一、二重目御屋ね銅下地

戌十月廿日迄
同十一月廿日迄

一、同 同銅葺方

戌八月廿日迄
同十二月八日迄

右御修復ニ付、御深井丸内諸御役人詰所・御作事本 \times 所・

諸番所取建方大法

一、榎御多門内御作事方預下多門¹⁴³之内、本 \times 所并大工小屋ニ補理、同南之方大工小屋壹ヶ所、同下多門¹⁴⁴附下し左官方銅方職人小屋取建

一、御藏構¹⁴⁴南之方、御藏¹⁴⁵附下銅方職人小屋取建

一、御藏構内東之方、高屏五拾間余取扱、上方竹垣結ひ、木挽小屋取立、垣内諸材木置所ニ相成

一、下多門西之方、有来増田組小屋并新規仮小屋一ヶ所取建、荒物類其外足代繩等入置

一、上御深井丸西北御高塀際三重御櫓下、御天守内取扱候諸色入置候小屋三ヶ所・大工小屋三ヶ所新規取立

一、御具足多門下御堀内、釜屋一ヶ所・職人日用支度所式ヶ所取立、拍子木御門¹⁴⁷通り御堀内竹垣結ひ切

一、上御深井丸内有来御城代同心番所、御作事裁許兩奉行出張所

二相用

但、黒御門御足軽頭¹⁴⁹・御先手御足軽頭¹⁵⁰・金瘡医・御馬廻組¹⁵¹五十人御目付等¹⁵³日々此所江罷出、兩役衆見廻り御用被談候節ハ、是又此所江被立寄候

一、御修復中

御前御見廻り之節、右出張所夫々致手当、御腰掛所二相成

一、御年寄衆・御城代衆・兩役衆休息所、并金瘡方・御目付方詰所、押之者・小吏差置候小屋、壱ヶ所取立

但、兩役衆休所不用ニ付、御馬廻り組支度所二相用

一、榎御多門内御足軽番所・同頭詰所共小屋壱ヶ所、同本¹⁵⁴所西

之方御足軽番所壱ヶ所取建

一、同所御蔵構内御深井丸番人詰所出来、有来番所ハ御作事方物

置ニ相用

一、透御門内西の方、黒御門御足軽番所・同頭詰所共小屋壱ヶ所

一、同御足軽番所・釜屋際壱ヶ所・木挽小屋北壱ヶ所・御深井丸西御高堀際壱ヶ所・三重御櫓下壱ヶ所・不明御門内壱ヶ所、以上五ヶ所共取建

但、西棧橋¹⁵⁷上壱ヶ所箱番¹⁵⁸、黒御門御足軽相勤

一、塩蔵御門西の方、御城代同心番所・御足軽詰所共小屋壱ヶ所、御弓矢多門下同御足軽番所壱ヶ所取立

一、小天守入口御城代組御足軽番所壱ヶ所・同所御本丸上御膳場¹⁶¹境御壺蔵通り板屏¹⁴⁸より附土戸壱ヶ所取建テ

一、西拍子木御門之西板堀土戸取付、同所御城代同心番所・御足軽詰所共小屋壱ヶ所取立

一、右小屋都而杉丸太柱掘立、竹たる木木^(ママ)まい縄かき、薄ら葺、縁板張、戸障子立入、壁中塗、畳敷入、大工・木挽職人・日用小屋等ハ杉丸太柱掘立、竹たるき木^(ママ)まい縄かき、薄柿又ハ取葺¹⁶³等、各土間手、簞囲ひニ而出来、其外大工小屋諸色置所・仮小屋等臨時取立

一、右戌^{宝曆四年}十二月晦日、黒御門御足軽頭組共・御先手御足軽組共引上¹⁶²り候以後、最初御年寄衆休息所ニ取立候小屋一棟、御作事裁許兩奉行并本¹⁶⁴所ニ相成、黒御門組番所ハ職人小屋ニ相用、別ニ釜屋壱軒・兩役所御足軽詰所一ヶ所軽ク取建

但、同節御城代同心御足軽共、有来御番所へ引移、右明小屋御目付方・金瘡方詰所ニ相用ル

一、右諸小屋・諸番所共御修復出来以後追々取扱

置ニ相用

右御修復後ニ付、御本丸内諸々補理方大法

一、吹貫御門¹⁶⁴・透御門、袖屏¹⁶⁵共其¹⁶⁶ニ而片付置¹⁶⁷、透御門内御土居半分切欠キ、車力通用致候付、追而如元土居築立、御門ニケ所袖屏共足木入、足瓦入葺直し

一、御蔵構東の方高堀取払候分五拾間余、元之通取立切覆板葺直、壁下地中塗・白土上塗迄出来

根足瓦入葺直し、白土上裏繕共

一、同所石水道蓋新規切足し

一、不明御門傾キ直し、柱根継、蹴放ニ取替、鉄板足打、かつら
石上ヶ方¹⁶⁹、足瓦入レ葺直し

一、同左右之劔屏傾直し、扣取替、瓦葺直し、上裏・胴壁中塗・
白土上塗迄、同御旗台御石垣并石段村^{斑カ}直し築繕

一、御深井丸同心番所傾キ直し、柱根継、板縁過半張直し、内側
中塗、外ヶ輪^側白土上塗、後通り高屏拾六間立直し、其外所々
繕ひ、畳拾八畳飛^{マツタツ}表替

一、御堀内御石垣、井楼・足代等ニ而損し候分、ならし石置直し¹⁷²
惣込石、并御堀際玉縁切立置、土切芝伏せ

一、右之外御本丸内・御深井丸内、所々前件御作事ニ而取降取扱
候分、都而如元取繕

右宝暦二年申三月御修復取掛、同五年亥二月惣出来迄、最初指出

候仕様書之趣意を以取扱、其内御作事取掛候已後、猶又申相、追々
便利之致方取用之、其余指懸候増仕事之分条數繁多ニ付、委細之
訳紙上ニ難書解候得共、為後覽其荒増を記し置候、以上

亥二月
右御作事裁許

林 治右衛門^{充網}

山 吹儀兵衛^{雅正}

丹羽 武右衛門^{正虎}

寺町 兵左衛門^{忠利}

日下部 兵次郎^{方信}

1 ここでいう「御用所」は、名古屋城二之丸御殿内にあつた年寄衆御用所のことと
思われる。

2 竹腰正辰（一六八五～一七五九）。附家老（両家年寄）、高三万石。実父は石河章長。

竹腰正辰の養子に入り、宝永六年（一七〇九）に家督を相続。同七年、従五位下山城
守に叙任（藩士履歴の調査には名古屋市博物館が編集したデータベース『名古屋城下
お調べ帳』（DVD、二〇一三年）を用いた）。

3 林充綱（？～一七七七）。普請奉行。これ以前に勘定奉行、作事奉行、木曾材木奉
行を歴任。

4 山吹雅正（生没年不詳）。普請奉行、高四百石。

5 作事奉行は領内の建築・修繕を司る役職。定員二名で、役高は三百石。堀川堀留
付近（現西区幅下）に作事方役所が置かれた（名古屋市役所『名古屋市史 政治編第
二』名古屋市役所、一九一五年、一四頁）。

6 遠山景慶（？～一七七一）。番頭兼御国御用人。明和六年（一七六九）、従五位下

伊豆守に叙任。

7 千村伯済（？～一七五四）。御国御用人。松平秀雲（君山）とともに藩撰地誌『張
州府志』を編纂。

8 「御用所」については注1参照。なお、ここでの「御城」は二之丸を意味する。

9 寺町忠利（？～一七八一）。作事奉行と木曾材木奉行を兼任。高三百石。これ以前
に白鳥材木奉行、勘定奉行を歴任。なお、寺町家に伝わった宝暦修理関係の図面が、
明治以降に伊藤次郎左衛門家の手に渡つて現存している（解題参照）。

10 日下部方信（？～一七九六）。作事奉行、高二百五十石。これ以前に勘定奉行を勤め、
宝暦五年（一七五五）七月からは木曾材木奉行を兼任。

11 普請奉行は領内の土木を司る役職。定員二名、役高三百石。堀川東岸三ツ蔵（年

貢米を納める蔵、現中区栄の南に普請方役所が置かれた（名古屋市役所前掲、一四頁）。

12 ここでの「上」は、徳川宗勝（一七〇五～六一）のこと。尾張徳川家八代当主。

実父は尾張家分家の川田久保松平友著。同じく尾張家分家の高須松平家の養子に入つたのち、尾張徳川家七代宗春の跡をうけ、元文四年（一七三九）に同家を相続（徳川美術館編『尾張の殿様物語』徳川美術館、二〇〇七年、五〇頁）。

13 「江戸町人江市屋」は江市屋宗助のことか。宝暦頃成立の隨筆『江戸真砂六十帖』によれば、江市屋は古金売買で身を立て、元禄十一年（一六九八）の江戸大火の後、焼釘鉄物を売却して財を成した。享保二年（一七一七）には御持院跡の石垣の払い下げを受け、同十八年には江戸城堀の川浚手伝普請を命じられた秋田佐竹家に雇われて工事を請け負つたという（『燕石十種』第一、国書刊行会、一九〇七年、一二九頁）。

14 ここでの「当表」は、領国である尾張（名古屋）のこと。

15 成瀬正泰（一七〇九～八五）。附家老（両家年寄）。高三万五千石。犬山城主。成瀬正幸の長男として生まれ、享保十七年（一七三二）に家督を相続し、同年從五位下隼人正に叙任（公益財団法人犬山城白帝文庫歴史文化館編『犬山城と成瀬家』公益財団法人犬山城白帝文庫、二〇一四年、三九頁）。

16 大道寺直澄（生没年不詳）。城代、高四千石。享保十年（一七二五）に家督を相続、宝暦八年（一七五八）に致仕。

17 加々嶋正信（生没年不詳）。城代並。宝暦七年（一七五七）致仕。

18 御国御用人は万治二年（一六五九）に城代の格式を改正した際に設けられ、城代の用務を司つた。寛政三年（一七九一）に廃止（名古屋市役所前掲、八頁）。

19 年寄は諸職の筆頭に位置付けられ、藩政全般を統括する要職。「執政」とも呼ばれた。「兩家年寄」「附家老」と称される成瀬氏・竹腰氏、一万石以上の知行を与えられ、「万石已上年寄」と称される石河氏・渡辺氏・志水氏のほか、重臣数名が役高四千石で年

寄に任せられた（名古屋市役所前掲、六頁）。

20 丹羽正虎（？～一七七七年）。作事奉行・木曽材木奉行・白鳥材木奉行を兼任。高百五十石。

21 上野資清（？～一七六〇）。作事奉行と市買屋敷奉行を兼任。

22 城代は定員二名、役高三千石。大坂用達役、城代用取扱役、伏見屋敷奉行、本丸番、具足奉行、鉄炮玉薬奉行、天守鍵奉行、大筒役、掃除中間頭、伏見中間頭、武器製作の扶持職人を支配。当初、尾張藩では藩主留守の時は志水・渡辺・石河の三氏から臨時の城代役を選んでいたが、寛永三年（一六二六）正月に遠山景次を城代として以後、常置の職となつた（名古屋市役所前掲、七頁）。

23 前田文右衛門は御大工か。

24 永井弁右衛門は作事奉行支配の御大工小頭代（「国秘録」御天守御修復 中 徳川林政史研究所蔵）。

25 榎多門は西之丸南側の枠形に設けられた二階建ての多門（現在の正門の位置）。「本〆所」は、榎多門を入つて東に進んだ、西之丸の土居下にあつた小屋の一室のことと思われる。この小屋は東西に長い建物で、「御深井丸諸役人詰所御作事元締處諸番所取建方指図」（口絵8、以下「取建方指図」）によると、工事の際には東から「物置」「職人小屋」「物置」「御普請奉行・御作事奉行」「本〆」「勝手」に区分つて使用された。この小屋は『金城温古録』では「下多門構」と呼ばれ、もともと作事方の物置であつたものが、安永年間（一七二二～八一）に御掃除方の管轄になつたという。

26 初重の辰巳（南東）隅の本側柱を基準として、残る三隅の柱の下がり具合を割り出したという意味。その方法については「水準器に水を盛り、その水平面と平行に糸を張つて基準レベルの墨をつけて高低差を表した」と推測されている（麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理計画について」『日本建築学会計画系論文集』第七四巻、第六三八号、二〇〇九年、九四二頁）。

27 基準とする辰巳隅の本側柱の位置（本水）より七寸七分下がっているという意味。

「水積墨引一」（口絵2・1）は、辰巳隅本側柱を基準に、各隅柱の高さのずれを示した図面である。

28 「概之水」は天守の傾き等を考慮して導き出した、本側柱の概ねの引き揚げ位置のこととで、柱を引き上げる高さの計画値である。「水積墨引二」（口絵2・2）は、この「概之水」の位置を示した図面である。

29 「六寸五分五厘下」は誤りで、口絵2・2に記された「六寸壹分五厘下ヶ」が正しいと思われる（麓・加藤前掲、九四一頁）。

30 四寸二分と三寸六分を足すと七寸八分となり、もとの下がり幅（七寸七分）と一分の差が生じるが、これらの値は実測値なので計測上の誤差と思われる（麓・加藤前掲、九四二頁）。

31 先に重りを付けた糸（下振糸）を垂らして、柱の傾きを計測したことを意味する。

32 「高張五六繩」は、天守を引き揚げるための装置（五六、大五六）に用いた繩のことと思われる。注54も参照。

33 「井楼」は堀底、あるいは穴蔵から組み上げられた井桁上の木組み。井楼を土台にして足代（足場）や桟橋が組まれた。井楼などの様子は「御天守御修復仕様妻之方ヨリ見渡之図」「御天守御修復平之方ヨリ見渡之図」（口絵6、以下「見渡之図」）を参照。

34 銀屏は、敵を防ぐため、土堀の瓦の下に先端の尖った三角柱状の金具（劍）を斜め下向きに取り付けた堀。名古屋城では天守と小天守とを連結する橋台の西面や、不明門の北面に設けられた。

35 「押廻し」あるいは「折廻し」は、隅を挟んだ石垣両側を指す。

36 御壺蔵は大天守東側にあつた蔵。壺だけではなく茶器の名物も納められていた（『金城温古録』二十一）。

37 「長塗」（チャン塗）は荏油や桐油などの植物性油を乾燥油に仕立てたのち、松脂

を加えて加熱溶解した溶剤に、各種の顔料を混合したものを塗料として施工するもの

（窪寺茂「伝統的な塗料の再認識—十七、八世紀台頭のチャン塗技法研究—」、保存修復科学センター編『建築・文化財における塗装材料の調査と修理』国立文化財機構東京

文化財研究所、二〇一二年）。

38 天守の引き上げ工事に先立ち、天守本体の一部を解体する作業。天守西北の入側などが解体された。

39 米蔵構は西之丸に設けられた区画で、北・西・東は高堀、南は米蔵が境となっていた。「御蔵構」とも呼ばれた。宝暦の大修理では、米蔵構の北側が臨時の瓦置場とされていた。

40 弓矢多門は御深井丸の北側に設けられた多門。西弓矢多門と東弓矢多門の二つが存在した。

41 「上御深井丸御城代同心番所」は、宝暦の大修理の際に、御深井丸に設けられた仮設の番所。不明門の北側にあつた。

42 御深井丸の北側に設けられた水汲場。

43 「筈車」は解体した部材を下ろすための滑車。

44 ここでの「附」は附破風のことか。

45 天守の柱に大繩をくくりつけ、ろくろ状の装置を用いて大繩を巻き付けることで、天守を引き上げる作業。

46 ここでの「御蔵」は天守台石垣の内側に設けられた地階部分のこととで、現在は穴蔵と呼ばれている。『金城温古録』では、御蔵之間と表記されている。

47 「根太」は床板を支える横木のこと。

48 「敷盤」は井楼の上に設けられた装置の足場と思われる。「見渡之図」（口絵6）を参照のこと。

49 「切張」は木材を固定・支持するための水平材のこと。

50 「車知」は、人力で綱を巻き上げる大きなろくろのこと。「猫棒」は、車知に取り付けられた持ち手のことか。

51 がら石。細かく碎かれた石材のこと。裏込石などに使われた。

52 未申隅櫓（西南隅櫓）の東側の広い空間。

53 御幕蔵は、本丸御殿の北東端にある土蔵で、北側が広い空間になっていた。

54 「五六」は、柱の根継などをする時、柱を持ち上げるのに用いる装置。ここでは、天守の東側および北側の広い空間に設置されており、天守を持ち上げる際に用いたと思われる。

55 揚方は北側と西側の二度に分けて行われた。まず北側の揚方に着手して、北面石垣の解体と積み替えを行った後、西側の揚方に着手するという手順がとられた。

56 「鳥居木」は鳥居のような形状に立てた木組みで、上部に板を通して足場とした。

57 「あやもちり取」は「ねじり取る」の意か。

58 細長い木材を繩の替わりに用いたものか。「見渡之図」（口絵6）に木繩とみられる細長い木材が確認できる。

59 西側の揚方に着手して、西面石垣の解体を行った後、すべての石垣を残らず積み直し、揚方の仕掛けを取り払った。

60 ここでは、西北隅の柱は一尺二寸下がっており、揚方によつて六寸六分を引き上げたとしている。注27～30も参照。

61 西・北・東を巡る本側柱は、事前に定めた概水に従つて引き上げられた。注27～30も参照。

62 「やり形水杭櫓」は、石垣の勾配を示した曲線状の板（反板）を取り付けるための仮設の櫓。「屋り形」あるいは「遣方」とも表記される（以下、「遣方」とする）。宝暦の大修理関係史料には、遣方の形状や設置場所を示した図面が複数残されている。

天守台石垣周辺には合計五つの遣方が設置され、西北隅二ヶ所と西南隅一ヶ所は堀底

から、東北隅一ヶ所と西南隅一ヶ所は内堀に設置された井楼上に建てられた。

63 「反り板」は、解体前の石垣の形状を示した曲線状の板。石垣勾配の基準とされた。

注62も参照。

64 西北隅の天端をはさんで、西方向から北方向へ折れ曲がるの意。

65 本側から見た盛土の状態のことを指すと思われる。

66 「雁木」は階段状の石段のこと。ここでは階段状に石垣を解体したという意。

67 「根敷之隅石」は、いわゆる「根石」ではなく、地面際の隅石のことか。

68 「根固之丸太」は、石垣を築く際、根石の下に敷く丸太のこと。

69 「関板」は、築石や裏ぐり石を取り除いた後、露出した裏土を支えるために設置された横長の板のこと。「見渡之図」によると、井櫻から腕木を伸ばして関板を押さえていたことが分かる。

70 「歩ミ板」は足場となる板のこと。

71 「ならし」は、「平らにする」、もしくは「平らにした場所」という意味で用いられる。ここでは、天端の築石を指している。

72 「御天守御石垣取殿方築方起指図」のことか。同図は宝暦大修理の際の石垣解体から積み直しまでの過程を起こし図にして示したものである。名古屋城特別展開催委員会、二〇一三年）一二〇頁～一二一頁に、同図の図版が掲載されている。

73 「修羅」は石垣を載せて運ぶためのソリ状の道具。平行に並べた丸太の上を滑らせ

て使用した。

74 「をしみ綱」（おしみ綱）は、石材を修羅の上に固定して引っ張るための繩。

75 「ならし石」は、平らに横並びにした築石のことを指すと思われる。ここでは、堀底に平行に並べてあるならし石を、一段だけ従来のままにしておいたという意か。

76 天端の築石を平行に並べたという意味と思われる。

77 「御土蔵内通用道」は、御深井丸から天守（御土蔵＝穴蔵）に入れるように架けられた棧橋のこと。

78 「水杭反板」は、遣方に取り付けられた反板。反板については注63を参照。天守台隅角に設置された遣方と遣方の間に縄を張り、石垣を積み替える際の基準としていた。

79 遣方と遣方のあいだにも、石垣勾配の基準とするため、いくつか反板が取り付けられた。「見渡之図」によると、この反板は五間間隔で設置され、内堀に設置された井楼から腕木を伸ばして固定していたことが分かる。

80 「一かさ」は「築石一段」の意か。

81 「胴摺合せ」は、隣の築石と側面がかみ合うように擦り合わせること。

82 「小たゝぎ」は石垣面の仕上法の一つで、凹凸をなくし、軽く叩いて平に仕上げること。

83 「銅石」は、築石の胴の間に置いて安定させるための石で、ここでは「鉄飼」と「割石胴飼」を築石に張り合わせたと思われる。

84 「扣石」は築石の側面に入れる石か。

85 ここでの「平之方」は、隅石と対比させて築石のことを指している。

86 「千棒」は裏込石を突き固めるための棒か。

87 「合羽」（あいば）は石と石との接合部分。「合端」とも書く。

88 ここでの「墨かけ」は、築石を削って加工するために、墨で印を付けること。

89 岩崎山は、名古屋城の北約17kmに位置する山（現小牧市大字岩崎）。花崗岩の産地として知られ、尾張藩の石切場となっていた。

90 「小牧村辺」は、同村周辺にある岩崎山等のこと、「小金山」は愛知郡上水野村（現瀬戸市上水野町）の小金山のことか。岩崎山については注89参照。江戸時代末に編纂された『尾張名所図会』（後編・四）には、上水野村に小金山という地名がある。また、

江戸時代中期に尾張藩が編纂した地誌『張州府志』（巻十一）には、水野村の特産品として「小金石」が挙げられている。

91 白鳥材木場は、堀川沿い（現熱田区熱田西町）にあった、尾張藩が管理する材木場。

92 太鼓櫓は二之丸曲輪の南側中央部にあった櫓。時刻を知らせるための太鼓が設置されていたことから、太鼓櫓と呼ばれた。

93 「大挽」は土台の上に渡す水平材。

94 修理前の天守各層の間取や実測値を示す「名古屋城御天守各層間取之図」（個人蔵・鶴舞中央図書館蔵。以下、「間取之図」）によれば、井戸のある間の西側の仕切り壁の南端一間分は修理前から「かうし（格子）戸」であったことが分かる。また井戸を北東方向から撮影したガラス乾板写真（名古屋城振興協会編『懐古国宝名古屋城』所収。以下同）ではさらに北側一間分も格子になつていて、修理前からあつた、東側南寄りの明かり取り窓一か所のこと。また「間取之図」によれば、この明かり取り窓は「無双」格子（連子を前後二重にはめて、一方を移動することにより開閉できるようにした窓）をはめたものであつたことが分かるが、ガラス乾板写真や昭和実測図では無双格子は確認できない。

95 明かり取り窓の内側に、石垣の厚み分出来る傾斜面のことか。宝暦修理後に天守内に掲げられていた修理銘板の内容を伝える「御天守御修復之次第并御用懸之輩姓名掛札之留」（前掲「国秘録 御天守御修復留 中」に所収。以下、「掛札之留」）には既存の明かり取り窓は「傾キ直床内の方一尺下ヶ」たことが記されており、修理により傾斜が急になつたことが推測される。

96 小猿車。引上戸を開閉するための装置の一部と思われる。注99を参照。

98 満（ま）の誤写か。明かり取り窓が新設された、西南隅の間の南側の意味と思われる。

99 井戸東側の明かり取り窓を記録した昭和実測図（69・70）によれば、引上戸を開閉するための装置の一部として、窓縁に滑車が取り付けられており、これを指すもの

か。なお、昭和実測図は「昭和実測図閲覧サービス」にて画像を公開している。

(URL : https://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/20_eisuran/)

100 「窓子」は、窓の格子のことか。

101 窓の外側に張られていた網のこと。ガラス乾板写真でも確認できる。

102 長塗については注⁷を参照。黒長塗は、さらに油煙・松煙・酸化鉄などを混ぜて

黒色に着色したもの。

103 昭和実測図(69・70)には、窓縁の滑車を介して引き上げ戸の下端と鳥居形に組まれた装置(鳥居木)が麻縄でつながっており、小猿縄はこの麻縄を指すと思われる。

鳥居木を操作することで引上戸が開閉するしくみであつたことがわかる。

104 「矢来」は竹や丸太で作つた囲い。「間取之図」には井戸の東、階段の間との境に「矢来」が書き込まれている。

105 「胴貫」は柱と柱を結ぶ横材。

106 「引鉄」は柱と大挽・土台を繋結する金具のことか。

107 「巻竹」は土壁の下地。割竹に麻縄を巻き付けて作る。木舞とも呼ばれる。

108 「手打」は木舞に最初に行う下塗りのこと。荒壁ともいう。とくに団子状にした土を手で木舞に打ち付けることを手打ちといい、土蔵など厚い壁を作る際に行われる。

109 「毛伏」は、土蔵などの厚い土壁を作る際に行われる、荒壁の上にさらに等間隔に縄を埋め込む作業を指すものか。

110 「備」は「満」(ま)の誤写か。「掛札之留」にある同様の文では、満(ま)と記されている。

111 「掛札之留」には同所について、「片羽目」から「両面羽目」に仕直したとある。

両面羽目は壁になる面の両面から板を張ることで、太鼓羽目とも呼ばれる。

112 「階子」(はし子)は、階段のこと。とくにいっては北東寄りに位置する階段(表階段)を指す。

113 「掛札之留」ではこの位置の明かり取り窓は新規に設置したとする。また宝暦以前の修理銘板の内容を伝える「御天守ニ有之候看板之写」(以下「看板之写」と表記する)によれば、寛文九年(一六六九)に二重から三重の上り階段に明かり取り窓一か所が

新設されている。昭和実測図によれば、この場所に明かり取り窓は一か所設置されていた。

114 「備」は「満」(ま)の誤写か。階段のある間の東側の壁の意味。

115 「掛札之留」ではこの位置の明かり取り窓は「有来ル窓」を広げたものとする。また「看板之写」によれば、寛文九年に三重から四重の上り階段に明かり取り窓三か所が新設されている。なお、昭和実測図によれば、この場所には明かり取り窓が五か所設置されていた。

116 「刎蓋」は、楕格子の明かり取り窓をふさぐためのはね上げ式の蓋のことか。

117 鴨居に溜まった水を外に排出するために設けられた穴。

118 「土戸鉄車」は、土戸を開閉するために底部に付けられた鉄製の車輪。

119 土間や地面に敷き並べる平らな瓦。天守入口舛形では口御門を入つてすぐの約二間四方の範囲に鉛の敷瓦が敷かれていたという(『金城温古録』十)。

120 四角形の敷瓦。

121 三角形の敷瓦。ここでは四角瓦と併用されていることから、目地が縁に対しそ四十五度になるように斜めに敷いた四半敷であつたことが分かる。

122 ここでいう「中御門」は、天守入口舛形の内側の門のことか。『金城温古録』(十)によれば、この門の内外ともに土瓦を敷いていたとされる。

123 「高宮縁」(たかみやべり)は、藍染された麻の縁。

124 「備後織」は「備後表」のことで、現在の広島県尾道・福山付近で生産される畳表。

125 「土居葺」は、瓦葺きの下地として敷かれる薄い板材。一般には柿板や杉皮などが

用いられることが多い。

126 「のし板」（熨斗板）は屋根の下地材となる「野地板」のこと。修理前後の屋根の仕様を示す「銅葺野地之図」（口絵7）によれば、修理前の屋根には地垂木と裏板の上に「熨斗板」が二重に敷かれ、熨斗板と軒先の野垂木の上に渡した木舞の上に土居葺が敷かれていた。

127 「裏板」は屋根裏に貼り付けた板。注126も参照。

128 「掛札之留」には土居桁とある。「銅葺野地之図」（口絵7）によれば、修理後の屋根には裏板の上に土居桁が置かれた。

129 「銅葺野地板之図」（口絵7）では土居桁と熨斗板の間に等間隔に横材が置かれており、ここでいう「樋」はこれに当たると思われる。

130 二重目から四重目までの破風の総数と一致する。

131 丸瓦を固定するための土台となる桟木。「銅葺野地之図」（口絵7）でも熨斗板の上に「丸桟木」が置かれていることが確認できる。

132 屋根の最上部に位置する水平の棟。ここでは破風の大棟のことか。

133 大棟の両端から軒先に向かう化粧棟。ここでは破風の下り棟のことか。

134 二方向の屋根の傾斜を合わせて軒先の隅に向かう棟。ここでは本屋根の四方の棟のことか。

135 「鬼板御紋付」は鬼瓦の別名。名古屋城の天守では葵紋が配されていた。

136 鱗瓦。鬼瓦の下端左右に付く瓦で、波や雲などの意匠が施される。

137 鳥衾（とりふすま）。鬼瓦の上に配される、円筒形で反りのある瓦。

138 からかね。青銅のこと。

139 土居熨斗。外壁と屋根が接する部分や棟から雨水が入らないようするために葺かれた瓦。

140 きつねごうし。妻飾りのひとつ。格子の内側に板を張ったもの。

141 破風板の逆輪（飾金具風の意匠）に施された葵紋のこと。『金城温古録』（十）に

よれば、宝曆修理で破風板を銅板で包むようになる以前から「木地の面に減金の御紋を打て付け」ていたという。

142 長塗については注37を参照。白長塗はさらに白粉を混ぜて白色に着色したもの。

143 榎多門を入って東に進んだ、西之丸の土居下にあつた小屋のこと。注25も参照。

144 米蔵構のこと。注39を参照。

145 「増田組」は『金城温古録』（二十七）にある「益田（ました）方」「益田御中間」のことと思われる。同書によれば、名古屋築城の際、清須近郊の増田村（現稻沢市増田町）から召し抱えた者が城内の掃除を担つたことによる、掃除方の旧称で、同書編纂時点では本丸掃除方にのみ伝わる呼称であつたという。また掃除方の役所は天明二年（一七八二）以前は、下多門の西北、井戸の近くにあつたとする。「取建方指図」（口絵8）には下多門の西北に井戸が描かれている。

146 御深井丸西北角に位置する櫓。現在の西北隅櫓。

147 小天守と西南隅櫓の間に設けられていた多門。

148 大手馬出と西之丸の接続部分にあつた西拍子木門のこと。「取建方指図」（口絵8）には門の西側に板塀があり、これに合わせて、堀内に仕切りが描かれている。

149 黒御門（くろごもん）は二之丸御殿玄関の南側にあつた門。黒御門足輕頭は元和九年（一六二三）に初めて仰せ付けられ、寛政五年（一七九三）頃、「持筒頭」と改名（前掲『名古屋城下お調べ帳』）。宝曆修理では見廻り役をつとめた（前掲「掛札之留」）。

150 先手組（さきてぐみ）は慶長十九年（一六一四）大坂の陣の際に鉄炮頭二十一人、弓頭十二人を供奉させたことにはじまり、元禄から享保の間（一六八八～一七三六）に先手組の名が付いたという。（前掲『名古屋城下お調べ帳』）宝曆修理では見廻り役をつとめた。（「掛札之留」）

151 金瘡医（きんそうい）は刀傷などの創傷手当を専門とする医者。「掛札之留」には天守修復御用掛として金瘡医二名の名がみえる。

152 馬廻組は藩主の警固にあたる役。宝暦修理では見廻り役をつとめた（「掛札之留」）。

153 五十人組は藩主の側にあつて雑使・警護の任にあたる役（前掲『名古屋城下お調べ帳』）。宝暦修理では見廻り役をつとめた（「掛札之留」）。

154 押之者（おさえのもの）と小吏（しょうり）はともに下級の役人。

155 すかしごもん。西之丸と御深井丸の境にあつた門。

156 本丸の北辺、大天守の東側に位置する門。

157 修理工事のために御深井丸から大天守内に通じる位置に設けられた仮設橋のこと。

158 箱番所。移動式の簡易な番所。

159 本丸の北側、御深井丸の東端に位置し、搦手馬出とつながる塩蔵構の西辺に位置する門。

160 「取建方指図」（口絵8）には、小天守入口に、「此番所御城代組御足輕屋二人夜三人内一人不寝番相勤候筈」の注記があり、この位置に番所があつたものと思われる。

161 本丸御殿上台所のこと。

162 垂木の上に横に渡し、屋根材を受ける細長い材。

163 とりぶき。屋根のふき方のひとつ。そぎ板を並べて、風で飛ばないように石や丸太、竹などで押さえた屋根。

164 透門の南、御蔵構の東南隅、内堀の西南隅にあたる位置にあつた門。透門と吹貫門の間は、堀と御蔵構の堀に挟まれた直線の通路となつていた。

165 門の左右両側につくられる低い堀。

166 この時、榎多門に続く作事用の通路とするため、吹貫門・透門を袖堀とともに解体撤去したとされており（『金城温古録』二十四）、そのことを指すと思われる。

167 荷物を運搬する人足。

168 溝のない敷居。

169 「かつら石」は建物の基壇の上端に縁材として置かれる長方形の石材。

170 控え柱のこと。

171 「旗台」は、不明門を本丸側に入つた左右、および正面の石垣のうち、上部に建造物のない平らな部分を指す。『金城温古録』（四）は、戦のさいに門の守衛が旗を立てる場所であるとしている。

172 ここでは天守西北堀の外側石垣（御深井丸側）の天端のならし石を指すと思われる。

注75も参照。

173 ここでは堀端に設けられた小土居を指す。本丸四方の堀の外縁にはすべて「玉縁」が設けられており、とくに井櫓や桟橋が仮設された天守西側の堀では、透門から吹貫門の間で巾六尺の玉縁が設けられていた（『金城温古録』十六）。